

令和 2 年第 1 回定例会 6 月定例会議

中之条町議 会 会 議 録

令和 2 年 6 月 3 日 再開

令和 2 年 6 月 1 7 日 散会

中之条町議 会

令和2年第1回中之条町議会定例会 6月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和2年6月3日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和2年6月3日 午前9時30分						
	散会	令和2年6月3日 午前10時25分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		14番 齋藤 祐知	1番 山田みどり			2番 佐藤 力也		
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志		書記		山本 誠
		議事書記		朝賀 浩		書記		関 侑介
		議事書記		鈴木 幸一				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	安原 明
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	桑原 正
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	町田 岳彦	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋 千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	—
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議 事 日 程

第 1 号

(6 月 3 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議)

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 審議期間の決定
- 第 3 議案第 1 号 令和 2 年度中之条町一般会計補正予算 (第 2 号)
議案第 2 号 令和 2 年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 3 号 令和 2 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議案第 4 号 中之条町特別職の給与等の臨時特例に関する条例制定について
議案第 5 号 中之条町税条例の一部改正について
議案第 6 号 中之条町都市計画税条例の一部改正について
議案第 7 号 中之条町農業公園施設及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 8 号 中之条国民健康保険条例の一部改正について
議案第 9 号 中之条国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 10 号 中之条町介護保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第 11 号 中之条町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を過半数とすることについて
- 第 6 議案第 12 号 農業委員会委員の任命について
議案第 13 号 農業委員会委員の任命について
議案第 14 号 農業委員会委員の任命について
議案第 15 号 農業委員会委員の任命について
議案第 16 号 農業委員会委員の任命について
議案第 17 号 農業委員会委員の任命について
議案第 18 号 農業委員会委員の任命について
議案第 19 号 農業委員会委員の任命について
議案第 20 号 農業委員会委員の任命について
議案第 21 号 農業委員会委員の任命について
議案第 22 号 農業委員会委員の任命について
議案第 23 号 農業委員会委員の任命について
議案第 24 号 農業委員会委員の任命について
- 第 7 報告第 1 号 令和元年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 2 号 中之条町土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について



◎ 再 開

○議長（山本隆雄）みなさんおはようございます。

第 1 回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和 2 年第 1 回中之条町議会定例会 6 月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、定例会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスクの着用を許可しています。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用についてご協力をお願いいたします。

議員派遣については、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

また、監査委員から「例月出納検査報告書」が、町長からは「指名競争入札執行報告書」が提出されています。それぞれ事務局にありますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上、諸般報告といたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議時間が長時間にならないよう議員並びに執行部各位には会議の円滑な運営に格段のご協力をお願いします。

この際、町長からご挨拶をいただきたいと思えます。町長

○町長（伊能正夫）おはようございます。

本日、令和 2 年 6 月の定例議会に議員のみなさんにはお忙しい中ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。そして、平素は中之条町行政推進のために大変なご指導、ご協力をいただいたことに対しまして、厚くお礼を申し上げるところでございます。

今年度に入ってずっとコロナ対策ということで、コロナに振り回されているような状況でございます。日本的に見てもコロナの感染者が減少しているという傾向でございます。そして、だんだんに日常に戻っているという状況でございますけれども、北九州市では第 2 波が訪れていると、そして学校の中でもクラスターが発生しているというような状況でございます。まだまだ予断を許さない状況かなというふうに思っております。幸いにして中之条町には感染者が出ておりませんが、これからお気を引き締めていかなければならないというふうに改めて感じているところでございます。

この感染対策と経済対策、これを同時にしなければならないという、今大変難しい岐路に立たされているというふうに思っております。4 月 30 日に経済対策等、町の対策を

専決をさせていただき、みなさんにもご承知をいただいているところでございますけれども、その中で特別給付金あるいは地域商品券、これを各家庭のほうにお届けをさせていただいているところでございます。特別給付金は1人10万円、約15億数千万円というお金が町内に届けられておりますし、地域商品券についても1億7,000万円が町内に届けられているということでございます。特別給付金については、明日の支払いを入れますと95%がもうお届けできているということで、職員の努力によって早くこれが届られているということでございます。そして、地域商品券も今使われ始めております。これも1億7,000万円が中之条町の経済を潤す、早く事業者が届くということが必要かなというふうに思っております。今後もコロナウイルス、どんな状況になるか分かりませんが、いろいろな状況を見た中で対応をさせていただきたいというふうに思っております。今後もみなさんのご協力を頂きますようお願いをいたします。

今日は、一般会計の補正予算を含めて3本、そして条例制定や一部改正、農業委員さんの改選等々、重要案件が27件あるわけでございます。慎重審議をいただきますようお願いを申し上げまして私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ありがとうございました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットでの配信を予定しています。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和2年第1回中之条町議会定例会6月定例会議1日目の会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（山本隆雄）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、14番、齋藤祐知さん、1番、山田みどりさん、2番、佐藤力也さんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長（山本隆雄）日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間の予定表のとおり本日から6月17日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、今期定例会議の審議期間は、本日から6月17日までの15日間と決定しました。

○

- ◎ 議案第 1 号 令和2年度中之条町一般会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第 2 号 令和2年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 3 号 令和2年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本隆雄）日程第3、議案第1号から議案第3号まで一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第1号から議案第3号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和2年度中之条町一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

令和2年度当初予算のご議決をいただき、予算の執行体制を整えたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、一部の事業におきまして中止や延期を余儀なくされております。このような状況下ではございますが、町民の生活や健康等への影響に十分留意しながら各種事業を実施していきたいと考えております。

6月定例議会にあたり、当初予算の議決後、補助事業の採択や単独事業として早期に実施しなければならない事業が生じたため、今回補正をお願いしたいものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億6,577万6,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ123億7,425万6,000円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、国庫支出金1億3,405万円、県支出金957万1,000円、繰越金1,110万2,000円、諸収入1,105万3,000円を計上させていただきました。

次に、歳出でございますが、各款ごとに主な内容について申し上げます。

1款議会費では、議員報酬の臨時特例に関する条例に基づき、報酬の減額を計上しております。

2款総務費では、特別職の給与等の臨時特例に関する条例による減額を見込ませていただき、群馬県市町村振興協会、魅力あるコミュニティ助成金事業及びイサマムラの施設改修事業をお願いいたしました。

3款民生費では、保育所において新型コロナウイルス感染症対策として空気清浄機を整備したいものであります。

6款農林水産業費では、はばたけ・ぐんまの担い手支援事業における追加事業分と、道の駅霊山たけやま運営事業で支出項目の組替えをお願いいたしました。中之条ガーデ

ンズ運営管理事業においては、温室の修繕と故障している電話の整備に要する費用を見込ませていただいております。

7 款商工費では、旧太子駅にある車両移動機、アントと申し上げますけれども、これの無蓋車の修繕及び新たに四国からの無蓋車の搬送費用を計上させていただきました。

8 款土木費では、国庫補助金の交付内容の確定に伴い、橋梁長寿命化修繕計画事業の組替えをお願いいたしました。

10 款教育費では、小学校費、中学校費において国からの補助事業により G I G A スクール構想として、児童生徒にパソコンを 1 人 1 台とした環境整備が令和 5 年までの計画が前倒しとなり、本年度のみとなったため、タブレット端末の購入や校内ネットワーク環境の整備を実施するための費用を新たに計上させていただきました。

幼稚園費では、新型コロナウイルス感染症対策として空気清浄機や消毒薬等を整備したいものであり、社会教育費においては図書館においてオンラインで図書の検索を行い、貸出し予約を行える機能を追加したいものであります。

保健体育費においては、3 月に学校が臨時休業となり、給食用食材がキャンセルとなった分の費用を国の補助事業を受け、補助金として交付するものであります。

以上が今回お願いいたします補正の主な内容でございますが、いずれも今年度執行していかなければならない重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議をいただきますようお願いをいたします。

続きまして、議案第 2 号 令和 2 年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、総額を 22 億 100 万円とするものでございます。

この後説明させていただきます議案第 8 号の条例改正に基づくものでございます。

歳入では、補正財源として 3 款県支出金の増額をお願いするものであります。

歳出では、2 款保険給付費に新たに第 6 項として傷病手当金を創設し、新型コロナウイルス感染症に感染した場合やその疑いがあるときに業務に服することができなかった被用者に対して支給する傷病手当を新たにお願いするものでございます。

続きまして、議案第 3 号 令和 2 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ 33 万 3,000 円を追加し、総額を 6 億 4,203 万 3,000 円とするものでございます。

歳入では、補正財源として 5 款繰越金で 12 万 1,000 円の増額、6 款諸収入で 21 万 2,000 円の増額をお願いするものでございます。

歳出では、1款総務費の一般行政経費で送迎車の修繕料の増額と医師の交代による郡医師会負担金の増額をお願いするものでございます。

以上を申し上げまして、議案第1号から議案第3号までの提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決を賜りますようによろしく願いをいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明を求めます。

最初に、議案第1号、総務課長

（議案第1号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）続いて、議案第2号から3号、住民福祉課長

（議案第2号及び第3号について、住民福祉課長補足説明）

○議長（山本隆雄）補足説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第1号から第3号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第 4 号 中之条町特別職の給与等の臨時特例に関する条例制定について

◎ 議案第 5 号 中之条町税条例の一部改正について

◎ 議案第 6 号 中之条町都市計画税条例の一部改正について

◎ 議案第 7 号 中之条町農業公園施設及び管理に関する条例の一部改正について

◎ 議案第 8 号 中之条国民健康保険条例の一部改正について

◎ 議案第 9 号 中之条国民健康保険税条例の一部改正について

◎ 議案第 10 号 中之条町介護保険条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第4、議案第4号から第10号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第4号から議案第10号につきまして提案説明を申し上げます。

まず、議案第4号 中之条町特別職の給与等の臨時特例に関する条例制定について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や地域経済や町民の生活等に多大な影響を与えることに鑑み、町長、副町長、教育長の給与額について、既に実施している減額措置からさらに10%を引き下げるもので、期間は7月1日から12月31日までの6か月間、給与額の引き下げを提案させていただくものでございます。減額となりますのは給料で113万5,000円、期末手当で50万円、総額163万5,000円となります。

続きまして、議案第5号 中之条町税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度、税制改正に係る地方税法の一部を改正する法律及び関係する政令、省令が令和2年3月31日及び令和2年4月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、中之条町税条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正点であります。町民税の非課税措置について、ひとり親を対象に追加及び独り親控除を追加する規定の整備等でございます。

また、軽自動車を取得した場合の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月間延長するものでございます。

長期譲渡所得に係る課税の特例の改正に伴うものは、低未利用地を譲渡した場合の特例の創設や優良住宅地の造成のための土地の譲渡の課税の特例を3年間延長するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症が納税者に及ぼす影響の緩和を図るための措置として、徴収猶予の規定の整備、寄附金税額控除の特例の拡大、住宅借入金特別控除の特例に伴う適用期間を1年間延長するものでございます。

続きまして、議案第6号 中之条町都市計画税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度、税制改正に係る地方税法の一部を改正する法律及び関係する政令、省令が、令和2年4月30日に公布されたことに伴い、中之条町都市計画税条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正点であります。地方税法改正に伴う条文の文言修正でございます。

続きまして、議案第7号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について申し上げます。

中之条町農業公園は、今後ますます進む人口減少社会における町経済の衰退を防ぐため、交流人口を増やす目的で全面的な改修を行ってまいりました。そして、みなさまのご協力により今年度で全面リニューアルと有料化に向けた準備が終了いたしますので、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、以前から申し上げていたとおり、中之条ガーデンズの入園を有料とし、その額を定めるものでございます。入園料は、花の見頃等に応じ入園料を決められるように、条例では上限額のみを定めるものでございます。この方法は、類似施設では多く行われております。また、小中学生は半額、未就学児は無料としております。町民のみなさんには憩いの場として何度でも来園していただけるように入園は無料といたしました。

続きまして、議案第 8 号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、被用者が感染した場合や感染の疑いにより労務に服することができず、給与等の全部または一部を受け取ることができなかった期間に対し、1 日当たりの収入額の 3 分の 2 を傷病手当金として国の財政支援を受けて支給できるように改正をお願いするものでございます。

なお、本条例につきましては、5 月の国民健康保険運営協議会においてご承認をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第 9 号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

国による新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、財政支援の対象となる保険税の減免を本年 2 月 1 日以降の保険税まで遡れるよう改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第 10 号 中之条町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

介護保険法の改正により、消費税を活用して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、消費税率 10% への引上げに合わせ、段階的に軽減を行っているところでございますが、令和 2 年度におきましては保険料軽減の完全実施を行うことになっております。

第 1 号被保険者の保険料段階で、第 1 段階の保険料を現行の 2 万 3,400 円から 1 万 8,800 円に、第 2 段階を 3 万 9,000 円から 3 万 1,200 円に、第 3 段階を 4 万 5,300 円から 4 万 3,700 円に軽減するよう改正をお願いするものでございます。

また、国による新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、財政支援の対象となる保険料の減免を本年 2 月 1 日以降の保険料まで遡れるよう改正をお願いするものでございます。

以上を申し上げます。議案第 4 号から議案第 10 号までの提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりましたので、補足の説明を求めます。

議案第 4 号、総務課長

（議案第 4 号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第 5 号、6 号、税務課長

（議案第 5 号及び第 6 号について、税務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第 7 号、花のまちづくり課長

（議案第 7 号について、花のまちづくり課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第8号から第10号、住民福祉課長

（議案第8号から第10号について、住民福祉課長補足説明）

○議長（山本隆雄）補足説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第4号から第10号につきましても、審議の都合上、本日はこれ
までとします。

○

◎ 議案第11号 中之条町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに
準ずる者の割合を過半数とすることについて

○議長（山本隆雄）日程第5、議案第11号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、議案第11号 中之条町農業委員会委員に占める認定農業者
等又はこれらに準ずる者の割合を過半数とすることについて申し上げます。

農業委員の任命は、地域の農業者や農業団体等からの推薦または公募された者から市
町村長が議会の同意を得て任命することとなっております。任命にあたっては原則とし
て委員の過半数を認定農業者が占めることとされておりますが、例外として区域内の認
定農業者数が委員定数の8倍を下回る場合は委員の過半数を認定農業者及び認定農業者
に準ずる者が占めていれば、議会の同意を得た上で任命できることとなっております。

現在、中之条町の認定農業者数は45人で、委員定数の13人を8倍した104人を下回って
おりますので、例外の適用条件を満たしております。今回農業委員に新たに推薦、公募
された13人のうちに認定農業者が5人、認定農業者の家族で認定農業者に準ずる者が2
名おります。認定農業者及び認定農業者に準ずる者の合計人数は7名となり、委員の過
半数の条件を満たしております。

よって、新委員の任命にあたり、この条件を適用とすることについて議会の同意をお
願いするものでございます。ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（山本隆雄）続いて、補足の説明がありましたらお願いします。農林課長

（議案第11号について、農林課長補足説明）

○議長（山本隆雄）提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いますが、起立しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

議案第11号 中之条町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を過半数とすることについて採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○

- | | |
|----------|----------------|
| ◎ 議案第12号 | 農業委員会委員の任命について |
| ◎ 議案第13号 | 農業委員会委員の任命について |
| ◎ 議案第14号 | 農業委員会委員の任命について |
| ◎ 議案第15号 | 農業委員会委員の任命について |
| ◎ 議案第16号 | 農業委員会委員の任命について |
| ◎ 議案第17号 | 農業委員会委員の任命について |
| ◎ 議案第18号 | 農業委員会委員の任命について |
| ◎ 議案第19号 | 農業委員会委員の任命について |
| ◎ 議案第20号 | 農業委員会委員の任命について |
| ◎ 議案第21号 | 農業委員会委員の任命について |
| ◎ 議案第22号 | 農業委員会委員の任命について |
| ◎ 議案第23号 | 農業委員会委員の任命について |
| ◎ 議案第24号 | 農業委員会委員の任命について |

○議長（山本隆雄）日程第6、議案第12号から第24号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫） それでは、議案第12号から議案第24号までの農業委員会委員の任命について申し上げます。

先ほど説明申し上げたとおり、農業委員は地域の農業者や農業団体から推薦または公募された者から市町村長が議会の同意を得て任命することとなっております。これに伴い、本年2月18日から3月30日まで農業委員の候補者の募集を行いました。その結果、推薦が12名、応募が1名でございました。そのうち認定農業者が5名、認定農業者に準

ずる者が2名おり、先ほどご同意をいただきました認定農業者とこれに準ずる者の割合を過半数とすることに該当いたします。

また、推薦も地域と農業関係団体からバランスよく行われており、農業に利害関係のない中立委員に該当する方から応募がありました。

この13名の候補者について、中之条町農業委員候補者評価委員会を開催し、意見を聞いたところ、任命にあたり特に問題なしとの報告も頂いております。7月20日から農業委員としてこの13名を任命することにご同意賜りますようお願いをいたします。

以上を申し上げ、議案第12号から議案第24号までの提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄） 別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄） 異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

採決は個々に行います。

最初に、議案第12号 農業委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 農業委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 農業委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 農業委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 農業委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 農業委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 農業委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 農業委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 農業委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 農業委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 農業委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 農業委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 農業委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 報告第 1 号 令和元年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

◎ 報告第 2 号 中之条町土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について

◎ 報告第 3 号 専決処分の報告について

○議長(山本隆雄) 日程第7、報告第1号から第3号を議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、日程に従いまして、報告第1号 令和元年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

一般会計の繰越明許費につきましては、去る10月、3月議会でご議決をいただき、その後3月31日にも専決処分をさせていただいておりますが、ふるさと納税事業、老人福祉事業、小規模農村整備事業など、合わせて15事業、3億314万1,000円を令和2年度に繰越しさせていただきました。これら事業に対する繰越計算書を地方自治法施行令第146条の規定に基づき報告をさせていただくものでございます。

なお、この繰越事業に対する財源につきましては、一般財源が1億5,166万8,000円、
国県支出金が8,215万3,000円、地方債が6,790万円、その他特財が142万円となっております。

続きまして、報告第2号 中之条町土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3、第2項の規定に基づき、町が損失補償や債務保証の行為を行っている法人がある場合は、経営状況等を議会に提出することになっておりますので、報告議案としてお願いするものでございます。

なお、報告させていただく書類は、令和2年度中之条町土地開発公社予算書、令和元年度中之条町土地開発公社決算報告書及び附属資料でございます。

続きまして、報告第3号 専決処分の報告でございますが、物損事故の和解について専決処分をさせていただいたものであります。去る令和2年3月16日、午後6時20分頃、入山地内の除雪作業中、Uターンをするため除雪車を旋回させながら行進した際に除雪車が滑り、後方バンパーが電柱に接触し破損させたもので、相手方に34万6,942円の賠償金を支払い和解したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 続いて、補足の説明がありましたらお願いします。

報告第1号から第3号、総務課長。

（報告第1号から第3号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄） 別段ございませんので、報告を終わります。

○

◎ 請願第1号

○議長（山本隆雄） 日程第8、陳情第1号を議題とします。

最初に、陳情文書表を朗読させます。局長

（請願文書表について、議会事務局長朗読）

○議長（山本隆雄） 会議規則第92条により、ただいま朗読したとおり、陳情第1号を文教民生常任委員会に付託します。

○

○議長（山本隆雄） 以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

2日目の6月4日は、定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願

ます。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(散会 午前 1 0 時 2 5 分)

招集年月日 (会議)	令和2年6月4日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時 散会	開議	令和2年6月4日 午前9時30分						
	散会	令和2年6月4日 午後0時10分						
応招ならびに 応招 15名 不應招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不應招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不應招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		14番 齋藤 祐知	1番 山田みどり			2番 佐藤 力也		
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志	書記		山本 誠	
		議事書記		朝賀 浩	書記		関 侑介	
		議事書記		鈴木 幸一				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	安原 明
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	桑原 正
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	町田 岳彦	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋 千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	—
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和 2 年 6 月 4 日午前 9 時 3 0 分開議)

第 1 一般質問

○

◎ 開 議

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会 6 月定例会議の本会議も本日で 2 日目となりました。新型コロナウイルス感染症対策として、定例会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスクの着用を許可しています。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用についてご協力をお願いいたします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットで配信予定をしています。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上議場内での会話等をお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 一般質問

○議長（山本隆雄）日程第 1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第 6 条に規定する本会議における質疑質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされています。新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮を行います。答弁まで含めた時間で 45 分以内をお願いします。

最初のベルが残り 10 分、2 回目が残る 5 分、3 回目が残る 1 分です。

登壇を省略して、自席で質問を行ってください。なお、自席にマイクのない議員は、質問席を利用してください。また、執行部も最初から自席でお願いします。

議会基本条例第 6 条第 2 項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て論点または争点を明確にするため、反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよいまちづくりを目指し、議論をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策として、簡潔で明快な答弁をお願いします。

一般質問の通告のあった 4 名の議員について、あらかじめくじ引きで決定した順序により質問を許可します。

最初に、剣持秀喜さんの質問を許可します。剣持さん、質問席へお願いします。12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）おはようございます。令和2年6月定例会議の一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染拡大によって緊急事態宣言が全都道府県対象に出され、未曾有の大変な状況が続き、今もなおこれまでの普通な生活には戻っておらず、世界中が不安の中にいます。この状況下でも当然行政は継続しており、このような住民が困難なときこそ最も身近で頼りになる行政でなければなりません。もちろん議会も同様であると同時に、議会の機能を落とすことなく、その役割を果たしていかなければなりません。

今回の一般質問では持ち時間が45分に短縮されましたが、限られた時間を活用して新型コロナウイルス感染症の影響と対策、障害平等研修、花の町づくり、第5世代移動通信システム、持続可能な開発目標SDGsについて伺ってまいりたいと思います。

初めに、新型コロナウイルスの影響と対策について伺います。緊急事態宣言が解除されたとはいえ、今もなお過去に例のない大変な状況であります。教育、医療、経済等々、本当に様々な分野で大打撃を受けております。

そこで、まず当町でのこれまでの影響について、どのように捉えているのか、その対策をどのように取ってきたのか伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）改めて、おはようございます。それでは、剣持議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスの感染症につきましては、世界中で感染者が540万人を超えております。そして、死亡者が34万7,000人に達しており、依然として猛威を振るっている状況でございます。

中之条町では、現在のところ感染者が確認されておりませんが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響といたしましては、まず町の主産業であります観光事業において大きな影響がございました。全国に出された緊急事態宣言により、不要不急の外出を控えるよう要請され、宿泊業をはじめとした飲食業、サービス業等、多岐にわたり影響が出ている状況でございます。そして、イベントの中止あるいは縮小、不要不急の外出の自粛によって群馬DCにおいても多くのお客様に来町いただけるものと楽しみにしておりましたが、とても残念な結果となってしまいました。また、学校においては46日間の臨時休業となっており、また幼稚園でも休業となってしまいました。住民のみなさんにはゴールデンウィークにも関わらず、外出の自粛を余儀なくされ、レジャーやスポーツを楽しむこともできない生活環境となりました。

このような状況の中で、新型コロナウイルス感染症への対応といたしましては、2月

28日に中之条町新型インフルエンザ対策本部を設置をし、各種イベントの開催の可否や町で管理する施設での対応を協議してまいりました。4月7日に7都府県に緊急事態宣言が出され、4月16日に全都道府県に拡大されましたが、町では職員の感染リスクを減らすとともに、業務の継続を維持していく必要があることから、職員に検温を指示いたしました。また、窓口での飛散防止板の設置、あるいは窓口の縮小、分散勤務を実施してまいりました。

経済対策につきましては、4月30日に専決処分をさせていただき、各種事業に早期に着手し、実施している最中でございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）それでは、次に今後の影響と対策について伺っていきます。検査体制が不十分であり、ワクチンや治療薬がまだない状況で緊急事態宣言は解除されましたが、感染拡大への不安は残ったままであります。町では、今後の影響についてどのように捉え、その対策をどのように取っていくのか伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）現在、全国においては新規感染者は落ち着いている状況でございますけれども、新型コロナウイルスの根絶は難しく、長期戦になることが予想されております。3密を回避した新しい生活様式も推奨され、日常生活も大きく変化しつつある中で、テレワークや休業、在宅勤務など、働き方の変化や家族で過ごす時間が増え、これまでとは異なる状況や変化の中で、ストレスや疲れをためている方も少なくないと思っております。

今後につきましては、やはり感染の第2波、第3波が心配されることでありますが、群馬県の定めた社会活動再開に向けたガイドラインによる4段階の警戒度と、行動基準を基に公共施設の開放や貸出し等の基準を定め、対応していきたいと考えております。

経済対策につきましては、町内の各種団体からの現状や要望、ご意見を頂き、追加の対策が必要であれば検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）それでは、第2波への備えという点で伺いたいと思います。医師と専門家の意見でも秋から冬にかけて第2波が来るのではないかと、そんなふうに使われておりますけれども、町はこの第2波が来るまでの間に役場として具体的に何をどう準備していくのか、また町民へはどんな準備を、あるいは対策をしてほしいと思っているのか伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

町で管理運営する施設につきましては、群馬県の定めたガイドラインにおける警戒度に沿った形で営業や施設の貸出し等の判断基準を定めさせていただきました。例えば町の職員の感染リスクを減らすための方策としては、行動基準が警戒度4の大幅な制限の場合、分散勤務を実施し、警戒度3の一定の緩和に下げられた時点で通常の勤務体系とし、窓口の縮小や飛沫防止対策は引き続き実施するものとしております。また、会議室等は警戒度4では利用を不可とし、警戒度3で収容人員の50%、警戒度2で収容人員の70%までの利用とするなど、制限を設けての活用となっております。ガーデンズや t s u m u j i、たけやま等の観光施設におきましても同様に座席数の縮小や対面を防止するなどの制限を設定し、3つの密を避ける工夫をしての営業となります。なお、イベント等の開催につきましては、その時々状況により判断をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）それでは、次に、6月中旬から県境越えの自粛の解除、そして8月からは観光面でも前面解除されると言われております。しかしながら、早くも地域によっては感染者が増加をしたり、あるいはクラスター等の発生もされております。このような状況の中で、職員の出張や研修、あるいは視察の受入れ等についてどのような対応を考えているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）現在のところ、視察の受入れ要望等は特に聞いておりませんし、中之条町から依頼するということも控えている状況であります。各種団体の定期総会が集中する時期でありますけれども、そのほとんどが書面による議決となっております。職員による出張も、例年開催される会議自体が開かれない状況でありますし、群馬県庁等で行われるヒアリングもパソコン等を利用したテレビ会議での実施となっておりますが、特に出張先等の基準を設けているわけではございません。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）特に首都圏、東京を中心としたところについては慎重に出張等を行っていくような考え方の方がいいのかなというふうに思っているところでございます。

次に、備蓄品の状況について、マスク等を関係機関へ提供しております関係、マスクはじめその他、このコロナウイルス関係において新たに必要になったもの等も考えられるかなというふうにおもいますので、備蓄品の状況あるいは拡充等の計画があればお聞

かせいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）マスクあるいは備蓄品の確保ということでございますけれども、マスクにつきましては新聞等でご覧になったとおり、いろいろな方からご寄附を頂いております。そして、町でも補正予算を頂いて備蓄をさせていただいているということでございますので、ある程度の量は確保できているということでございます。そして、消毒薬品、そういったものも補正で買わせていただいたということでございますので、ある程度の確保ができているということでございますので、2波、3波に備えたものも十分備蓄はできているというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）今話が出ましたマスクでございますけれども、国から提供される予定ですか、まだ届いていないと思うのですけれども、いわゆるアベノマスクについてでございますけれども、これの寄附を防災無線を通じてお願いをされているようでございます。私も同様な思いでおりましたので、また町民からも同様な意見を頂いておりましたので、大変いいことだなというふうに思っていました。しかしながら、総理大臣肝煎りの事業でございますので、これは寄附を募るのは難しいのかなというような思いでもおりましたけれども、よくぞやってくれたなというような意見も町民から聞いております。

そこで、1点提案でございますけれども、併せてもし自宅保管をされる場合については、非常用持ち出し袋に入れておいていただきたいと思います。これは災害時に、マスクとしてはもちろんですけれども、ガーゼで使用することもできますので、そんなことも考慮して、そのようなアナウンスを一緒にしていただければなというふうに思っておりましたので、ご検討いただければというふうに思います。これは検討いただければというふうに思いますので、次の質問に行きます。

もう一点は、3密を避けるという意味では避難所、これについてはこの後通告が出ておりますので、そちらのほうで深い議論をしていただければと思います。

また、公園やトイレ、こういったところの消毒などの予防対策、これについても次の今後の質問者の通告に出ているようですので、そちらのほうで深い議論をしていただければというふうに思います。

経済面の対策について伺いたいと思います。先ほどの答弁の中で、団体等からの意見を聞いて、必要があればというような答弁がありました。観光業のダメージは、農業や飲食店、土産店など、多業種へも大きな影響を与えております。特に観光業は主に首都圏からの交流人口によるものですから、集客もしたいけれども感染の不安もある、そんな不安な複雑な状況であります。ワクチンや治療薬が市場に出るまではこの影響がまだ

まだ続くのではないかと、そんな懸念もあります。意見を聞くというのは大変大切だというふうに思いますが、同時に町としての積極的な行動や対策も求められているというふうに思います。群馬県が実施する愛郷ぐんまプロジェクト、泊まって！応援キャンペーン、また国が行うGoToキャンペーンなどが計画をされておりますけれども、ぜひ町には町独自の具体的な対策を考えていただきたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）経済の影響ということでございまして、特に観光面ということでございます。今剣持議員からも話がありましたように、昨日の新聞で群馬県の事業として愛郷ぐんまプロジェクト、泊まって！応援キャンペーンというものが発表になりました。これにつきましては、群馬県民が県内の宿泊施設を利用していただいた際には最高5,000円の割引を実施するというものでございます。これに上乗せをするように中之条町も検討してきたわけでございますけれども、実は明日、6日からこれは実施されるということで、大変忙しい事業でございます。この宿泊利用者に対しまして、中之条町では観光協会が制作をしております周遊チケット、これは各家庭にお配りをさせていただいたのでございますけれども、これを無料配布をさせていただき、町内の回遊と経済活性化を促していきたいという考え方でございます。

その他中之条町独自の施策といたしましては、県境をまたいでの観光需要の回復に向けた事業を中之条町観光協会、そして関係団体と検討をしている最中でございます。この実施時期につきましては、判断が非常に難しいところでございますけれども、コロナウイルス感染症収束状況等をよく考慮して、タイミングを見ながらこれを実施していきたいというふうに思っているわけでございます。必要な時期にまた議員のみなさんに追加の補正等をお願いする機会もあるかと思いますが、そのときはぜひご協力をいただきますようお願いをいたします。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）事業者からは、町の持続可能給付金について、大変ありがたかった、大変そのような多くの声を頂いております。一方で、一緒に頑張ろうというリーダーの姿勢を望んでいる声も耳にいたします。よく答えは現場にある、そんなふうにも言われておりますけれども、町長や副町長にもぜひ四万温泉や沢渡温泉、六合温泉郷、あるいは旅館や商店や飲食店等に直接現場に行って話を伺っていただければというふうに思いますし、現場の方も一緒に頑張っ乗り越えていくのだという姿勢を見せていただくと、より頑張る張り合いがあるのかなというふうに思っていますので、そのあたりご検討いただければというふうに思います。

それでは、時間の都合もありますので、2点目の今年度の町づくりについて伺ってまいりたいと思います。新型コロナウイルスによって、スタートしたばかりの令和2年度の事業は次から次へと中止になっています。そこで、まずこれまで中止になった事業、中止が見込まれる事業、延期や見直しをする事業、そしてそれらの予算について伺ってまいりたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために2月下旬から多くのイベントや会議等の中止、延期を余儀なくされてまいりました。開催を中止した大きなイベントといたしましては、防災フェア、スパトレイル〔四万t o 草津〕、花マラソンなどが挙げられます。これらの経費が総額で約2,500万円の未執行額となっております。そして、公民館事業あるいは各種健診等につきましては、今後実施する予定で日程の調整を行っておりますけれども、町民の生活、健康等へ与える影響に留意しながら判断をしていきたいと考えております。なお、中止を決定した事業につきましては、日程や住民のボランティア、そして職員の勤務体制等を考慮し、来年度以降に開催を検討したいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）これだけ次から次へと計画をしていた事業が中止や延期になって、またさらにまだまだこの新型コロナウイルスの感染予防対策は必要である状況下では、町づくりも軌道修正をせざるを得ない、そんな状況かと思いますが、今年度の町づくりについてどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）令和2年度の事業は始まっているわけですが、年度当初から新型コロナウイルス感染症に振り回されたような形で現在まで来ているわけですが、イベントあるいは会議等が開催できない状況下でありましたけれども、当初予算でご議決をいただいた各種事業につきましては、年間スケジュールに沿った形で新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら町民の健康を第一に考え、事業を実施し、町づくりを推進していきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）これだけ多くの事業が中止になっております。予算も大きく変動していく中で、この状況を乗り越えて新しい新たな生活スタイルに対応していくために、当初予算編成時期には想定できなかった新たな事業が求められてくる、そんなふうにも思います。今後、今年度早急に取り組むべき新たな事業を計画しているのか伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）一般的な事業については、特段用意をしておりますけれども、観光面あるいは経済の循環、そういったものについては先ほど申し上げたように観光産業をまず立て直す、そういうことが喫緊の課題かなというふうに思っております。先ほど申し上げたようなキャンペーン等を実施してまいりたいというふうに思っております。特に今年はD Cが中之条町を舞台に開催されるということで、大変期待をしていたわけでございますけれども、それが見事に裏切られたというような状況でございますので、こういったものを秋に中之条バージョンとして実施ができないか、そういったことも今検討中でございます。ただ、これは感染症がどのように収束していくのか、そこらへんのタイミングを見極めないとマイナスイメージにもなってしまうということでございますので、関係機関と十分調整をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）ただいまのD C、デスティネーションキャンペーンについて今触れられておりましたけれども、前回群馬D Cが行われたときには東北大震災、そして今回が新型コロナと、大災害に見舞われているわけでございます。今回のD Cは実質ないものと同じ状態になってしまった訳でございますけれども、D Cの後にはアフターD Cが当初から計画をされております。このアフターD Cを実質的なD Cとして行うように、私は主団体の県やJ Rのほうへ提案をしていったらどうかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）そのへんにつきましては、J Rとも話合いをしております。ぜひアフターのほうで一生懸命やりましょうということでございますけれども、どうしても町単独でやってもそのP R力に欠けるわけでございます。ですから、J Rあるいは県のほうのP R力、そういったものを活用した中で実施する必要があるかなというふうに思っております。これについてもJ Rのほうにまた強力に働きかけをしたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）それでは、新型コロナ関係の質問についてはこのあたりで、この質問については次の山田議員のほうへバトンを渡したいというふうに思います。

それでは、3点目、障害平等研修D E Tの質問に移りたいと思います。2016年4月に施行された障害者差別解消法を推進するための研修で、障害者自身がファシリテーターとなって進めるワークショップ型の研修です。現在世界40か国、450名以上のファシリテーターがおり、日本には100名以上のファシリテーターが全国各地で活躍しております。

中でも群馬では3名の車椅子ユーザーが結束しD E T群馬を立ち上げ、ファシリテーターとして活動しており、そのうち1名の方は車椅子で市議会議員としても活動をされております。昨年から委員会の中でも議会としてこの研修を受講するよう提案しているところでございますけれども、町としてもぜひ推進をしてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）障害者の平等研修D E Tの関係でございますけれども、障害者の社会参加や多様性に基づいた共生社会をつくることを目的として、障害を権利、不平等、差別の問題と意識する中で、なぜこのような差別的な社会がつけられたのか、その原因と構造を理解し、自ら社会を変革していくための構造をつくり出すことを支援することにあるということでございます。先ほど3名のファシリテーターが群馬県に講習をしたということでございますけれども、群馬県は群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例というものを平成31年4月1日に施行されました。これによって県職員を対象として障害を理由とした差別や排除など、社会に存在する様々な障害を見抜く力の獲得や、それを解決するための行動につなげるための研修が行われたという話は聞いております。

この中之条町においてもこういった研修は必要かなというふうに思っておりますけれども、中之条町においても手話講習会等、この間議員のみなさん、そして職員のみなさん、そして一般の方にも手話講習会ということで聴覚障害者の方が中心となって講習をしております。これは、社会にある障害を取り除くための活動だというふうに思っております。こういった方々の力を借りて中之条町に住んでいてよかったと、そして多様な人々が暮らしやすい、そして働きやすい、生活しやすい、こういった社会の実現を目指して理解を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）推進していく第1弾として、役場職員から受講されてみたらどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これは、前向きに検討させていただきたいと思っております。これは、どうしても役場の職員も理解はあるというふうには思いますけれども、今障害あるのは、障害者はもちろんいろいろな部位に障害があると思いますけれども、社会のほうに今は障害があるのだということでございますので、こういったものを取り除くための研修ということは有効かなというふうに思っておりますので、検討させていただきたいと思えます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）群馬県は、このD E Tについては先進地であります。当町でも今後多くの方が受講していただければというふうに思っています。ぜひ町にはその環境づくりを進めていただければありがたいというふうに思います。

続いて、4点目、花の町づくりについて伺います。この質問は、以前から町づくりに大きな期待と多様なアイデアを持つ町内の方からの意見でございます。それは、現在町では中之条ガーデンズ、山の上庭園、花桃街道等々中心に花の町づくりが行われておりますけれども、町民はもとより町を訪れた方にももっと癒しと感動を与えられる花の町づくりはできないものかという意見であります。具体的な案としては、電車で中之条町へ訪れた方に対して、車窓から沿線にハナモモが見える、あるいは富沢家住宅を見学して腰を下ろした際に障子を開けたらそこから季節の花々が見える、そんな癒しと感動が与えられて、かつ演出効果のある花の町づくりです。交流人口増加を目指す伊能町長の施策にも大変マッチしているのではないかとこのように思っておりまして、今日この機会でご伺ったわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、花のまちづくり課長にお願いをいたします。

○議長（山本隆雄）花のまちづくり推進課長

○花のまちづくり推進課長（安原 明）町の入り口や顔となる場所への花々をについてお答え申し上げます。

花と湯の町をキャッチフレーズにしている当町では、花の町づくりはとても重要な施策であります。花の持つ力により人づくり、地域づくり、景観づくり、さらには交流人口の増加による経済の活性化までを行い、持続可能な町づくりを進めていくものでございます。現在は中之条ガーデンズと中之条山の上庭園の2つの施設整備に力を入れておりますが、議員のおっしゃるとおり町の入り口や顔となる場所が花で美しく飾られること、そしてそれに関わる人が増えていくことが花の町づくりを進める上で大事なことだと思っております。

まず、町を訪れる人が最初に降り立つ場所であるJ R 中之条駅では、中之条町花の会と群馬県吾妻行政県税事務所と駅が力を合わせて、駅内の花または外のハングングバスケット、そのようなもので飾り、訪れた方々を気持ちよく迎えてくださっております。これから続く町並みや観光名所など、行く先々が美しいポイントで整備されていたら町のイメージはとてもよくなるものと思います。これを実現するためには、現在各行政区などで行っている花による美しい場所づくり活動をさらに充実、拡大していくことが重要となります。花を通して地域のコミュニティが活性化していく、これが花の町づくり

でございます。この花の町づくりをよりいっそう推進していくことで、町全体が美しい庭園となって、住んでいる人には潤いを、訪れる人には感動を与えられるような、そんな町づくりに努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）それでは、ちょっと時間が迫っていますので、次の質問に行きたいと思えます。

5点目、第5世代移動通信システム5Gについての質問をさせていただきます。5Gは、高速大容量、高信頼・低遅延通信、多数同時接続という大きく3つの特徴があります。現在と比べて一般的に通信速度は20倍から100倍、遅延は10分の1、同時接続台数は10倍と言われています。例えば2時間の映画をダウンロードすると、現在5分程度かかるのが数秒でできるようになります。アメリカ、韓国、イギリス等で世界19か国で昨年からこの5Gサービスがスタートしており、日本でもこの春から都市部では既に稼働されています。

そこで、当町の現在までの取組状況について伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）第5世代の移動通信システム5Gにつきまして、ご回答させていただきます。

携帯電話などに用いられる次世代通信規格の5世代目ということでございます。1980年に1Gと言われるアナログの携帯電話、これから始まりまして40年が経過したわけですが、現在は5Gという時代に突入しているわけですが、これによりまして、身近にある様々なものがネットワークにつながって、幅広く使用することができ、人々の生活を大きく変化させるサービスになり得るものと予想をしているところでございます。5Gの特性については、今剣持議員からお話がありましたので、割愛をさせていただきますと思いますが、本格的にサービスが開始されるのは2020年代の半ば以降であります。そして、全国一斉に開始ということではなくて、現在は都市部などの一部の地域から運用が開始されております。その後、各地へエリアを拡張していくということが予想されます。現在のところ、株式会社NTTドコモ、KDDI沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の4社が通信サービスを提供するようでございます。エリア拡張の時期につきましては、各通信事業者からの情報がございませんので、各社ホームページを確認いたしますと、東京で一部のエリアのみでしかサービスが提供されていない状況でございます。総務省からも基地局等の整備については、通信事業者が実施するとのことで、整備期間等の具体的な内容は通信事業者に依

存することということでございます。情報収集につきましては継続的に実施をしてまいりたいというふうに思っております。5Gにつきましては、具体的な取組は現在町としては行っていない状況でございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）5Gになりますと、高速、低遅延、多数接続から今では考えられないようなことが現実になってきます。例えば医療では手術、産業ではAIやロボットの活用などなど、挙げれば切りがありません。中でも物とインターネットの接続は大きく社会を変えと言われております。高齢化、核家族化が進む山間地に暮らす私たちにはこのIoTを活用し、見守りや様々な自動化、無人化等々、マイナス要因をカバーしていきける可能性があります。

また、働き方改革においても高速大容量通信によりストレスなくビデオ会議を行ったり、大容量のファイルを共有したりできるので、リモートワークも一般化していき、仕事と出産、育児、介護など、両立しやすくなります。また、定住、移住にもつながりますし、定住には欠かすことのできないものとなってくると思います。

現在の4Gでもそうですが、5Gでも人体に与える影響などのデメリットも当然あると言われておりますが、遠くなくこの5Gの活用が欠かせない時代になってくると思います。そのためにはそのインフラ整備が必要です。今町長の答弁にもありましたけれども、事業者へ強力にその要請をしていく必要があります。まず、早急にこの要請活動を進めていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、企画政策課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）質問にお答えさせていただきます。

今後の計画ということでもよろしいでしょうか。すみません。5Gにつきましては、事業者側の課題といたしましてセキュリティー対応や高周波技術を端末に低コストでどういうふうに搭載できるのか、投資に見合う経済効果が確実に得られるかなどが挙げられております。また、全国的な基地局網の整備も大きな課題とされております。5Gの運用が首都圏を中心に始まっております。その成果について、今後公表されてくるものと思われますので、町としても5Gに対応した機器等の必要性や費用対効果について検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

福祉、医療、農業、建設、災害等、様々な分野での活用が期待されております。町としては、そのシステムを開発する予定はなく、先進事例を見極めて導入するかどうかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）ぜひ事業者への予定活動を進めていただければというふうに思います。

それでは、最後の6点目、持続可能な開発目標SDGsについて伺ってまいりたいと思います。2000年のMDGsから2015年にSDGsが誕生しました。子供たちの未来を守って、将来も豊かな暮らしができるように世界共通の17の目標と169のターゲットで構成されています。SDGsによる町づくりを推進することで、より魅力的な町づくりの促進に役立ち、結果として定住移住促進に寄与し、SDGsを通して地方自治体が直面している少子高齢化や人口減少、地方経済の低迷などの課題に効果的にアプローチできるようになり、地方創生へとつながっていくと言われています。国は、平成30年6月にSDGsの作成に向けての優れた取組を提案した29都市をSDGs未来都市として、さらにその中で優れている取組10事業を自治体SDGsモデル事業として選定をしております。実際SDGsの目標は、持続的に成長していける力を確保しつつ、住民が安心して生活できるような町づくりを行うことだと思っています。また、このSDGsの17の目標の11には伊能町長が掲げる住み続けられる町づくりがあります。そして、細かいターゲットも設定をされております。このSDGsを一言で表現するとすれば、目指す未来の姿と言えるかと思います。ぜひ中之条町にはこのSDGsに積極的に取り組んでいってほしいと思っております。答弁を用意されていると思いますけれども、時間の都合で問題提起だけとさせていただきます。

以上で質問時間が1分半でございます。終わりに、この新型コロナウイルスという目に見えない敵と今後どう戦っていくのか、リーマンショックや3.11、これらをはるかに上回る未曾有の大災害をどう乗り越えていくのか、今まさに政治の力を発揮すべきときであり、その力が試されていると思います。町民から町の動きが遅い、町の動きが見えない、このようなことも耳にします。町民は、最も身近な行政が頼りです。こんなときこそスピード感あるリーダーシップを発揮してもらいたいと願っていると思います。今回のこの危機に各地の首長が様々なメッセージを発しています。私は、伊能町長にもぜひ防災無線なども活用して、町民へ直接メッセージを発してほしいと思っています。目に見えない未曾有の危機です。国や県の要請を待っているのではなく、他の市町村の動向を見てからではなく、町民の命と生活を守るために当町は当町のできる対策をスピード感を持ってやっていくときです。より一層の決断力と実行力をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）剣持秀喜さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、自席で質問をお願いします。1番、山田さん

○1 番（山田みどり）6 月定例会議におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、2 項目、新型コロナウイルス対策関連について質問させていただきます。対策については、先ほど同僚議員の剣持議員から影響などのことでありましたけれども、ちょっと私はその対策のことで、感染防止によって自粛要請によりあらゆる町民が影響を受けました。経済対策として様々な支援があつて、中之条町も4月30日に専決処分をして対策に取りかかりました。いち早く町民の皆様がこの定額給付金の支給をということ町長がお考えになったのだと思うのですけれども、この対応について、早期に対応したと先ほどおっしゃられましたけれども、この町民に対しての申請書が送られたのがゴールデンウィーク明けだったと思います。この専決処分を行って早期に取りかかったのならば、もう少し早い対応ができなかったのか。そのお考えなど、町長のほうでどのように考えているか、ちょっとお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）定額給付金の給付が遅かったということだろうというふうに思っておりますけれども、私はそうは思っておりません。30日に専決処分をさせていただきました。その前は法律が通っていなかったということでございますので、30日、法律が通った日に専決処分でありますので、これは最速でございます。その次が1日あつて、そして連休に入っているわけでございます。そして、7日に通知が出たということでございます。この間職員はずっと仕事をしてその対応をしてきたということでございます。連休、ゴールデンウィークも返上してやったということでございますので、決して遅いということではないと思いますし、群内でも早いほうだというふうに私は自負をしております。職員の努力もあったということでございまして、なるべく私も困っている状況の中で早く届けたいという一念でその仕事をさせていただいたわけでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）遅い対応だったとは申し上げませんが、ほかの自治体では予算の中から先に住民へと給付をしたという自治体もあります。本当に困っている方々へのいち早い対応ということで、中之条町としても早くも対応されたというふうには一応評価はしております。

次に、町の業者、直接、間接的に影響を受けておりまして、特に飲食店、旅館業は9割減の事業者も少なくありません。こうした事業者への支援として町の経済対策、様々な経済対策がありますけれども、これ1つずつちょっと状況をお聞かせいただければと思います。町の単独の持続化給付金がありますが、申請件数、また支払いの進捗状況な

どをお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、観光商工課から、課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）持続化給付金の関係についてお答えいたします。

今現在の申請件数については190件であります。給付金額は総額で4,720万7,000円となっております。給付金の振込の関係ですけれども、毎週火曜日と金曜日に行っておりまして、申請のほとんどについて口座振込は完了している状況でございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）ありがとうございます。

次に、水道料金の支払い猶予、減免の申請についてお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、上下水道課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）上下水道課長

○上下水道課長（山田秀樹）上下水道料金の納付の猶予及び減免の件数についてお答えをいたします。

猶予につきましては、町内事業者を対象に1年間の猶予を設けていますが、5月末現在で7件が対象となっております。また、減免につきましては、持続化給付金の対象者のうち宿泊業、飲食・サービス業及びリネンサプライ業の事業者を対象に2か月分の上下水道料金の減免を行っています。5月末現在、73件が減免の対象になっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）次に、固定資産税、町民税などの猶予申請についてお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）税務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）税務課長

○税務課長（町田岳彦）地方税の猶予の申請件数についてお答えいたします。

5月末現在で6件、固定資産税と町県民税の申請となっております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）ありがとうございます。この町の単独の事業で、それ以外に国の先

ほど申し上げました定額給付金、これはもうほとんどが終わっている状況だというふうにお聞きしておりますけれども、その進捗状況についてお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）特別定額給付金につきましては、4月の27日現在の支給対象となる世帯が6,751世帯、住民の方が1万5,641人、こちらが中之条町に住民基本台帳に登録されておりました。5月の22日に最初の預金口座への振込を行いまして、続いて26日、28日と3回行いまして、本日で4回目となります。既に94.8%の方に給付が完了している状況であります。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）様々な対策をこういうふうに講じて、みなさんの生活をしっかりと守っていく、そういったことで対策を打たれたのだと思いますけれども、緊急事態宣言後、中之条町の観光も大きな影響を受けました。宣言解除後も少しずつですが、客足も戻りつつはありますが、元のにぎわいにまでは戻っておりません。町での大きなイベントも中止になり、事業者や観光業への影響は今後も続くと思われます。今回の持続化給付金だけではとても支援は十分ではない、今後も継続した給付制度、また支援が必要かと思われませんが、その考えは町長ありますでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）5月25日の首都圏の緊急事態宣言が解除されてから10日が経過をいたしました。少しずつでありますけれども、人の動きが出てきている状況でございます。現在は県をまたぐ移動は自粛となっておりますが、これが解除されますとさらに人の動きが活発となることが予想されております。今後も感染症予防対策をしっかり行いながら、従来の活気が戻ってくることを願っているところでございます。

このようなことから、今までの事業継続を支える取組から、今後は地域活性化の活動の回復に向けた支援へと移行し、特に町外からの観光客を呼び込むための、そして消費を拡大してもらうべく施策を含めた第2段の経済対策が必要ではないかというふうに思っております。詳細について関係の各機関と今調整中でございます。特に観光面につきましては、剣持議員のご質問にお答えをさせていただいたとおり、国のGoToキャンペーン、そして県の5,000円の宿泊の補助金等がございますけれども、そういったものに中之条町も上乗せをした形で誘客をしていきたいというふうに思っておりますし、秋には町独自でDCの中之条版ができればいいかなというふうに今関係機関と調整をしているということでございますけれども、いずれにしても宣言が解除し、県を越えての交流

ができない限り、これは夢のまた夢になってしまうということでございます。こちらへ
んを十分見極めながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）本当に観光面ではかなりの大打撃を受けている状況であります。また、東京や北九州でも第2波が起こっていて、なかなか収束ということにはなりません。支払い猶予は、こういう事業者への支払い猶予だとかいうのは、あくまで先延ばしにすぎず、いまだ先行きの見えない中、支払いどのようにしていこうかと悩む事業所もあると思います。猶予だけではなく減免をするということは考えておられるかどうか、また支払いの滞納がある事業者は猶予や減免の対象外になっていると思います。もうコロナのこのコロナ禍でさらに苦しい状況になっているのですから、滞納があっても猶予や減免の対象にするというお考えがあるか、ちょっと町長、お聞かせください。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫）中之条町ではいろいろな対策をして、特に経済対策についてはほかの町に引けを取らないような対策をしてきたつもりでございます。その中で滞納のある方については町からの給付ができないということでございますけれども、これは国民の義務でありますので、完納したところに町からの税金で補填をするわけでございますので、そういったものを支給させていただいているということでございます。これについては個々に事業者についてお話をさせていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

そして、猶予でなくて減免をという話でございますけれども、前に話がありましたように上下水道の料金につきましては2か月間の減免ということもありますし、また国のほうの制度を使っていただければ減免というものもございます。それは、固定資産税でございますけれども、1年間は猶予、その次が状況によって減免ということもございます。こういった国の制度、県の制度、それから町の制度、こういったものをうまく活用していただく、そして今を乗り切っていただくということが必要かなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）厳しい状況下の中におられる方に対して、しっかりと町が支えていく必要もあると思います。このコロナの影響で廃業してしまった、倒産してしまったという事業者がないようにしっかりと支えていただきたいというふうに思います。

この申請の窓口の対応や人員配置などのことでちょっとお聞かせいただきたいのですが、手続の仕方が分からない方、相談事、この対策については国、県、町、それぞれに、先ほども固定資産税のことは国のほうで減免対象になる施策があるというふう

におっしゃいましたけれども、こういうふうにもその施策を知らない、対策を知らない方も非常に多いのかなというふうに思います。こういったことをしっかりとこういう対策がありますよ、こういう支援がありますよということをしかりとお知らせすることも町としての仕事かなというふうに思います。こういう相談事の窓口対応というのは、今回通常よりも非常に多かったのではないかなと思います。それに対しての必要な職員の配置などはできていたのか、職員の負担になっていなかったのかということをお聞きしたいのと、あと定額給付金は全世帯に配布したわけですが、これは総務が窓口になったと思うのですが、総務の職員だけ、総務課だけが対応されたのか、それともそれに対していろんな課から応援が入ったのかどうか、ちょっとその実務的な内容をちょっとお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）全般的に総務課が関わっておりますので、総務課長から回答させていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）新型コロナウイルス対策に伴う各種施策に対しましては、その決定から事業実施までより早くとの思いがあり、緊急に対応する必要があったことから、各課職員がそれぞれ申請の受付や電話照会等に対応したところでございます。総務課では定額給付金の支給事務にあたりまして、1名パートタイム任用職員を雇用させていただき、1名は配置換えにより事務を進めさせていただきました。企画政策課の地域商品券の交付事務、及び観光商工課による持続化給付金事業につきましては、現有職員により通常の事務に加えまして対応していただいたところであります。定額給付金申請書や地域商品券に加え、町独自の経済対策の案内チラシ、65歳以上の方へのマスク等の封入や確認作業につきましては、1日でも早く届けたいとの思いから全庁を挙げて取り組んだものであり、多くの職員の方々に感謝しているところでございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）今後もこういった対応を迫られる場面が出てくるのではないかなと思います。職員の負担にならないようにきめ細やかな対応ができるように職員配置などを今後もしっかりと検討していただきたいなと思います。

次に、2の不要不急の事業の見直し、見直しについては先ほど同僚議員が質問しましたけれども、町長の先ほどの答弁では、中止になったものは来年度以降の開催を検討している、状況を見極めて実施していくというふうに答弁をされましたけれども、こうした事業の中止になった予算はそのままにして、その先の来年度以降に予算を持っていくということなののでしょうか。新型コロナウイルスのこういう収束が全く見えない中で、

第2波に備える必要があるのかなと思います。こういった事業の見直しを観光業、その建て直したとか、そういったことではなくて、その第2波などに備えるためにも今後の予算の組みかえは考えているかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）事業の見直しということでございますけれども、剣持議員にお答えをしたとおりでございますけれども、今までに大きな事業が3つなくなっているということで、その総額が2,500万円という説明をさせていただいたわけでございますけれども、こういったものについてはもう今年度実施するというのは不可能でございますので、今年度中に補正減をするということになろうかと思っております。そして、町独自のいろいろな施策についても、当初から予算を持っているものもありますので、そういったものはうまく活用していきたいなというふうに思っております。これから必要な事業が発生した状況の中で、補正等をみなさんをお願いをして組んでいくことも必要かなというふうに思っております。そして、第2波、第3波が来るかもしれないということでございますけれども、これは誰も分からない状況でございますけれども、状況を見極めた中でももしそういった事態が発生した場合は速やかに対応していきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）第2波に備える必要がもちろんありますし、本当にこのコロナウイルス、見えない敵と我々は本当に戦っている、町全体で戦っているわけですが、今日の上毛新聞の中で、長野原町、草津町での公費負担で医療従事者には無料で、町民には3割負担で抗体検査を受けることができるというニュースが載っておりましたけれども、見えない敵ですが、こういう抗体検査、検査体制をしっかりとすれば、こういうことで経済活動がもう少し回っていくのではないかなというふうに考えております。町としてはこういう検査の公費負担をするかどうか検討しているのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今日上毛新聞に抗体検査を長野原町と草津町が実施するというような話が載っておりました。これをやることは有効かなというふうに思っておりますけれども、これだけではないかなというふうに思います。もともと抗体価検査はこの地域にどれだけの感染率があるのか、そういった調査をするための抗体価検診かなというふうに思っておりますけれども、一人一人が実施することによって、ある程度安心は得られるというふうに思っておりますけれども、そればかりではないかなというふうに思います。PCR検査が最有力の検査かなというふうに思っておりますけれども、いろいろな状況で全員が受けると

いうわけにはいかないというふうに思っております。これについてもまだ想定をしていなかった状況でございますので、いろいろな意見をお伺いした中で検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり） ぜひこういった検査体制というのを万全、しっかりとしていただいて、町民の安心のためにもぜひ検討していただきたいと思います。まだまだこういった状況下の中で、みなさん本当に苦しい状況下の中で戦っておられると思います。特に医療従事者の方や介護の方、本当にいろいろな対策を得てやっておられると思います。こうした方々への支援ももちろんすごく大事だと思っておりますので、ぜひ町として全力でこういった危機にみなさんで立ち向かって乗り越えていきたい、そのように思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山本隆雄） 山田みどりさんの一般質問が終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

（休憩 自午前 10 時 42 分 至午前 10 時 55 分）

○議長（山本隆雄） 再開します。

引き続き一般質問を行います。

佐藤力也さんの質問を許可します。2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也） 議長の許可をいただきましたので、令和 2 年度 6 月一般質問通告に基づきまして質問をさせていただきます。

ですが、その前に全国で新型コロナウイルスと向き合い頑張っていらっしゃる医療従事者、学校関係者をはじめとする皆様に感謝申し上げるとともに、ステイホーム、国が出した緊急事態宣言における新しい生活様式、それを遵守し、感染者を一人も出さなかった町民の皆様に、その努力をたたえ、質問に移りたいと思います。

先ほど同僚議員の 2 名の方が新型コロナウイルス対策についての経済面ではしっかりと質問していただきましたので、今日私が質問いたします新型コロナウイルス対策、経済対策事業についてはなるべく重ならないように、しかし大事なところでございますので、同じところもあるかと思っておりますけれども、質問させていただきたいなと思っております。この新型コロナウイルスでございますが、昨年 12 月 8 日に中国の武漢のほうで原因不明のウイルスによる肺炎の患者が確認されてから約半年間たったわけでございますが、いまだにワクチンの開発、薬もできておらず、分かったのはとても危険なウイルスだということが日を追うごとに分かってきたところで、それとこのウイルスに対する戦いは長期化が見えた、確定したというところがはっきりと分かったところでございます。今日の質問の内容ですけれども、新型コロナウイルス対策につきまして国が定

める新たな生活様式において、様々な分野で対策が取られていかれると思いますけれども、共通するところというと、やはりオンライン、インターネットによる環境づくりというのが共通の話題になってくるのかなと思います。そこを軸に経済対策、そして感染症対策、そして学校教育の3つにおいて質問させていただきたいと思います。

まず、経済対策ですけれども、町がさきに講じた緊急経済におきまして支援の対象の根拠となった業種等におけるデータ、数値があればご定義いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）町独自の経済対策を決定していくにあたり、経済に与えた影響について具体的な数字を基に策定したわけではございません。これは、各種団体等の生の声を聞かせていただき、それを基に検討をさせていただきました。中之条町持続化給付金の申請時におけるデータで申し上げますと、去年の同時期と売上げを比較した場合、宿泊業においては36件で約81%の売上げの減額、飲食業が51件で68%、その他103件で約68%の減少となっております。総額で190件、その対象となる一月で5億2,500万円も減少しているという現状であります。今後も各種団体との連携を保ちながら、協議を重ねながら真に必要とされる支援をスピード感を持って引き続いて行いたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）今後新型コロナウイルス問題が長期化することが予想されます。さらなる経済支援が必要になると考えますが、支給された地域商品券の利用状況や様々な調査を積極的に町では行っていただきまして、そのデータを基に必要とされる場所に迅速かつ効果的に支援が行き届くようご検討いただきたいと思います。

これちょっと町長にお伺いしたいのですけれども、渋川市が今後取組が始まろうとしておるところでございまして。6月10日からでしたか、「日本の名湯伊香保温泉 元気応援プロジェクト」という取組でございましてけれども、テレビや新聞等で報道があったと思いますが、その取組はご存じでしょうか。

ご存じということですので、細かい詳細はご説明いたしません、このプロジェクトのよい点が5つほどございます。1つが経済対策と感染防止対策の両方が盛り込まれていること、そしてプロジェクトを行う時期がよいということです。先ほど剣持議員のほうから県のプロジェクトですとか、様々なキャンペーンのお話も出ましたけれども、この伊香保温泉の取組というのが私が知る中では一番最初に出た地方創生給付金を活用しての、見込んでのと言ったらいいのですか、対策なのかなと思っておりますが、もう一つ、3つ目のよいところというのが、失礼しました、ちょっと説明が合っていないで

した。プロジェクトを行う時期がいいというのが、やはり6月、7月、これからふだんでも閑散期を迎える観光地におきましては、この時期にやるというのがとても大切だなというところがございます。それがまたコロナウイルスの県をまたいでの移動ができないということもありまして、そこにフィットしたのかなと思いますが、それと3つ目でございます、その渋川市の取組という中では、地元の市民の方をモニターとして旅館のほうへ宿泊してもらい、アンケートを取っていただくようなことで、そういうデータの収集につながるということと、それによって地域の渋川市民が渋川市を応援するといった地域の一体感が生まれるというところがとてもいいところだなと感じております。

中でも一番すばらしいと感じるのは、今申し上げたとおり地域の一体感というところでございます。先ほど同僚議員のほうからも質問の中でお話ございましたが、町独自のというところと、また町が町民のみなさんが自分の町を応援しようという、その一体感というところがとても重要なのかなと思っております。これは、新型コロナウイルスに対する施策ではなくても、今後この新型コロナウイルスが収束した後も四万をはじめとする沢渡、六合、温泉地、とてもいい温泉地がございますが、町民のみなさんがもっと利用できるような、そんな施策も今後取り組んでいていただければいいのかなと思いますので、提案としてご検討いただければと思います。

そうしたら、次の質問に行きたいと思いますが、この新型コロナウイルスの影響で落ち込む町内の飲食店を対象に、観光協会が、町の観光協会です、出前やお持ち帰り、テイクアウトができるお店等をSNSを使って、インターネットを活用して紹介する取組が上毛新聞など掲載されており、好評であったと聞いております。観光協会のスタッフの方にお聞きしたところ、新型コロナウイルスの影響で売上げが落ち込む町の飲食店を少しでも早く応援したい、力になればということで町内全ての人には伝えられないけれども、できる限り早く盛り上げていきたいというような気持ちからこの取組を始めたとのことでした。そのほかにも町の民間事業者が同じようにSNSを使って飲食店の配達のお手伝いをするなどのサービスを行って、町の飲食店の救済に一役買うなどの取組がみられました。こういった取組は、コロナ問題が収束すれば一旦は必要なくなるかもしれないませんが、再び同じような環境になった場合でも低コストで再登用ができるということもメリットなどがあり、コロナウイルス収束後であってもそのまま活用ができるということで、評価できる取組なのかなと思っております。

今後町には観光協会と協力して、今回のように今までの方法だけではなく、新しい商売の方法や働き方の仕組みづくりを提供するだけではなくて、事業者が今度はそういった観光協会とか、ほかの町に給付金をお願いするということだけではなくて、自分自身が新しい方向性というか、働き方、商売の仕方というのを考えて実行できるような、その

お手伝いを、例えばなのですけれども、インターネットのホームページは持っているけれども、そこで次のネット販売での仕方がよく分からないですとか、またはキャッシュレス決済の導入のサポートだったりというようなことでありますとか、または休業している宿泊旅館、ホテルの従業員の方が人手不足で困っている農家の方たちのところへ出向いて、お仕事を頂いてするような、いわゆる企業シェアと言われるようなことも各種団体との仲介役となったりして、そのような一歩踏み込んだ支援をしていただくことに期待したいと思っておりますが、町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについて、佐藤議員からいろいろな提言を頂きました。観光協会がDMOという組織を立ち上げております。それも含めて観光商工課長から答弁をさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）中之条町観光協会については、DMO候補法人として登録をされております。農林業や商工業者を含めて、宿泊業、飲食店、文化財の活用も含め、地域の多様な関係者を巻き込みながら地域の稼ぐ力を引き出していく役割を備えた法人ということでございます。観光地域づくりの現場を効率的に動かしていくためには、官、民の関係者との効果的な役割分担や取組内容の検討等が必要であると思っております。関係する各課と調整しながら、中之条町への誘客、そして旅行消費等の拡大に向けて観光協会を支援していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ぜひ観光協会、町と連携して町の経済復興のためにご尽力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、経済対策のほうは以上にいたしまして、感染拡大防止対策事業について質問をしたいと思います。町の経済対策を実行するにあたりまして、それに並行して取り組まなくてはならないのが感染拡大に対する予防策です。四万、沢渡、六合などの温泉地をはじめ、中之条ガーデンズ、道の駅たけやまなど、観光が町の経済を担う部分も大きいので、もし中之条町から感染者が出しまった場合は町の経済にも影響を与えることが予想されます。そのことから、不特定多数の方が利用する施設の感染予防対策は大変重要であると考えます。これからも町民のみならず、観光客や中之条を訪れる人を含め、中之条町から感染者を出さないという強い意思を持って取り組む必要があると考えます。

そこで注目したいのがトイレです。政府が公表した感染拡大防止対策における新しい生活様式の実践例には、手洗いやマスクの着用、身体的距離の確保、いわゆるソーシャ

ルディスタンスなどの国民一人一人が行うべき対策のほか、様々な場面や業種での対策が示されておりますが、各業種に共通する留意点として、トイレは感染リスクが比較的高いと考えられるとあります。そして、感染予防対策について利用方法、掃除の仕方、ごみの廃棄方法等、数多く示されていることから、しっかりとした管理が必要な場所であることが伺えます。

ここで町長にお聞きします。現在学校や役場庁舎など、いわゆる公共施設や公園、温泉地などにある公衆トイレなどの掃除や消毒などの衛生管理はどのようにされているか説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これは多岐にわたっておりますので、保健環境課長からまとめてお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）議員の質問にお答えさせていただきます。

役場庁舎の清掃につきましては、月1回清掃業者により実施をし、職員による清掃を毎日実施しております。保険センターや六合支所につきましては2か月に1度清掃業者により実施し、職員による清掃も必要に応じ消毒薬等も使用しながら随時実施をしております。また、ツインプラザにつきましては、図書館も含め委託業者により毎日清掃を実施している状況ですし、スポーツ関連施設につきましても委託や職員により随時掃除が行われています。また、指定管理をしている施設につきましては、それぞれの施設で対応をしていただいているような状況です。衛生管理面では、基本的にトイレには手洗い用の石けんを配置させていただいております。また、各施設の出入口付近には手指消毒薬の設置をさせていただいているところですが、全てのトイレごとに消毒薬を設置できている状況ではありません。基本的にトイレ使用後は石けんを使ってしっかり手洗いをすることで99.9%以上の除菌効果があると言われておりますので、まずはしっかりと手洗いをお願いしたいと考えております。

また、公衆トイレですが、四万地区につきましては四万温泉協会に委託により掃除をお願いし、六合地区の観光施設や中之条地区の公衆トイレにつきましても委託により掃除を実施していただいている状況です。

以上です。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ただいまご説明にありましたけれども、その中で手洗いの励行というのは非常に有効だということが分かってきております。手洗いということで、石けんにおいての手洗いが遂行されると思いますけれども、その際、できれば固形石けんではな

くてポンプ式のようなものをご配置いただければ、なおありがたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

さらにただいまご説明いただいた施設等のトイレにはまだ和式トイレが数か所残っていると思います。私が確認した中で、例えば四万温泉では今年度予定していたＤＣ、デスティネーションキャンペーンのインバウンド対策、外国人観光客対策として和式トイレの改修工事をしていただきまして、そのほとんどが洋式化されたわけですが、奥四万ダムのダム下公園の公衆トイレにはまだ２つ和式トイレが残っております。新しい生活様式の実証例にはトイレのふたを閉めて汚物を流すよう表示するとありますけれども、その啓発にはそもそも便器にふたがなければ話になりません。トイレを利用される方のみならず、トイレを掃除する方の感染リスクの縮小と清掃時間の短縮にも効果が見込まれますので、和式トイレから洋式トイレへの早期改修をお願いしたいが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保険環境課長（唐澤伸子）トイレにおける感染予防の一つに洋式トイレでのふたを閉めて流すことが勧められております。町の各施設、トイレも順次洋式化へ改修がされてきており、和式トイレのみの施設もほぼない状況です。今後も和式トイレにつきましては随時改修も検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）２番、佐藤さん

○２番（佐藤力也）感染リスクを回避するために迅速な対応をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

さて、トイレの洋式化については、町が管理するいわば公共の施設だけではなく、飲食店や町民の皆様の個人の家庭でも家でも検討されている方がいるのではないのでしょうか。そういった方の負担を軽減し、感染拡大のリスクを減らすと同時に経済効果も期待できるため、店舗リニューアル補助金や住宅リフォーム補助金の利用を進め、町内業者を使っていただきたいところですが、それぞれの補助金において現行の要綱では最低施工金額が20万円以上でないと対象外となってしまう、２つの補助金を利用するのは困難な状態でございます。そこで、町長には新型コロナウイルス対策の特例措置として最低施工金額の引き上げ等、もしくは洋式トイレ設置補助金の給付などをお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）観光商工課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）提案の内容については、よく理解をさせていただきました。

今後検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也） ぜひよろしくお願いいたします。

環境問題、感染防止対策ということでは最後の質問になるかなと思いますけれども、すみません、最後から 2 番目です。先月の15日の臨時会議におきまして、消毒業務委託料という35万円についての質問をさせていただきました。そういったところ、町からは感染者が出た場合の消毒委託料とのご説明をいただきました。もちろん感染者が出てしまった場合にはその施設等の消毒は必要不可欠であり、そのための予算は重要かと思えます。しかしながら、今後感染者を出さないための予防の意味で町が管理する施設等のトイレについては専門業者による定期的な消毒を含むクリーニングが必要かと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄） 保健環境課長

○保険環境課長（唐澤伸子） 先ほども報告をさせていただきましたが、役場施設等につきましては専門業者による掃除を月に 1 回から 2 か月に 1 回実施をさせていただいている状況です。日常的に実施できる消毒薬による拭き掃除や便器のふたを閉めてから流すということの啓発などについて、ガイドラインに示された感染対策を行いつつ、必要に応じて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也） 清潔できれいなトイレは、今やどこへ行っても当たり前となります。特に商業施設や観光地ではお客様への印象に大きく影響を与えます。観光業の復興の一助にも必ずなると考えられますので、ぜひ実施いただきますようご検討をお願いいたします。

では、次の質問です。現在町が管理する施設や公衆トイレの掃除において、町から直接または間接的に委託され、トイレ掃除を行ってくださる町民の方がいらっしゃいます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、清掃作業には感染のリスクによる精神的不安が常に付きまとい、またそれを回避するための労働負担は新型コロナウイルス発生以前の数倍になっております。そういった方たちが絶対にコロナウイルスに感染しないようしっかりとマニュアルづくりと指導をお願いしたいと考えます。また、マスク、使い捨て手袋、アルコール消毒といった必要物資の支給はもちろんのこと、今までと同様にしっかりと清掃作業を行っていただくためにも委託料の見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄） 保健環境課長

○保険環境課長（唐澤伸子） 委託による掃除につきましては、掃除の物資の支給をさせて

いただく中でお願いをしております。委託料につきましても、清掃内容によりますので、検討は必要と考えますが、まずは感染予防のための必要な物資の支給を行い、従事者の感染予防に努めていきたいと考えております。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）清掃従事者の負担は、今後しばらくは軽減されることはないと思いますので、委託料の見直しについてはぜひ検討いただきたいと思います。また、必要物資の備蓄等にも引き続きご尽力いただきますよう加えてお願い申し上げます。

次の質問に行きたいと思います。ただいま申し上げたとおり、感染拡大防止策を一生懸命講じたところで、今後町内におきまして感染者が絶対に出ないとは限りません。どれだけ予防策に力を注いでも100%大丈夫とは言えないのが新型コロナウイルスの怖いところです。感染者が出ることを想定し、様々な状況をシミュレートしてマニュアルをつくっておかなければいけないと考えます。そして、実際に火災や台風による自然災害と同じように訓練を積むことが大事であると考えます。

そこで、現在町が行っている感染者が出た場合の対応マニュアルの策定や訓練等について、今後の取組と併せて説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保険環境課長（唐澤伸子）町の対策マニュアルにつきましては、平成25年の4月に施行されました特措法に基づき、町内の有識者からのご意見を伺い、平成27年2月に対策行動計画を改めて策定をしております。また、行政機能を維持するための業務継続計画も策定し、定期的に内容の見直しを行っております。職員対象の訓練につきましては、平成28年の10月に防護服の入替え等も兼ねて吾妻保健福祉事務所を講師としてお願いし、着脱訓練を行いました。併せて正しいマスクの装着や手洗いについての指導もいただきました。また、保健福祉事務所や家畜保健所主催の新型インフルエンザ等の感染症対策訓練にも毎年職員が参加をしております。今後も必要に応じた訓練やワクチン接種等の準備も行いつつ、シミュレーションも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）火事や災害における訓練もそうでございますが、実際の有事をどれだけ想定し、課題を克服できるか、実際に体験することが大事だと考えます。特に町の職員の方自身が自分を守るための訓練を積むことは、有事において町の機能低下を回避するとともに、町民の皆様の安心にもつながると思いますので、早い時期での訓練を希望いたします。よろしくお願いいたします。

以上で感染拡大防止対策事業についての質問は終わりにして、次の質問に入りたいと

思います。

次の質問は、学校教育についてということで、教育長にお伺いいたしたいと思います。臨時休校中、学校から子供たちに体調管理を目的とした朝晩の体温測定、または家庭学習の宿題等が出されていたようですが、その宿題は今までの学校の授業の補填、学力アップを狙いとする宿題だけでなく、本来学校で受けるべき授業を家で1人で、または家族と一緒にしなくてはいけないものでした。小学2年生以上は宿題をするという習慣も身につけているので、ある程度抵抗なく課題をクリアすることができたかもしれませんが、学校の授業ばかりか宿題の経験がほぼゼロの小学1年生は大変だったとの声も聞きます。早く学校が始まってほしいと願う子供とその保護者も多かったのではないのでしょうか。そんな中、テレビや新聞等でICT、インターネットを活用したオンライン授業を行う学校やYouTubeなどの動画配信を行う学習塾、また東京港区が新型コロナウイルスの影響で臨時休校が続く中、ICTを活用して全ての児童生徒の学びを保障する環境を確保することを目的として、児童生徒1人1台の学習用端末をと安倍首相自らが発言し、国が推進する事業、いわゆるGIGAスクール構想を令和2年度中に整備すると港区が発表したということがニュースで報道されておりました。新型コロナウイルスの影響や新たな障害により自宅での学習を余儀なくされる状況が発生したときのため、当町でもなるべく早くGIGAスクール構想、オンライン授業でございませけれども、への着手をお願いしたいと思っておりましたところ、国からの事業の前倒しの連絡があったとのことですが、当町のGIGAスクール構想、今後の取組について教育長からご説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）佐藤議員お尋ねのGIGAスクール構想についてでございますが、これまで国では令和5年度までに1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することとなっております。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症対応といたしまして、国が事業完了年度の前倒しを急遽行い、令和2年度に事業完了とすることとなりました。このため、当町におきまして6月補正予算に情報機器整備費用と情報通信ネットワーク環境施設整備費用を計上させていただきました。今議会でご議決いただいたのち、1人1台端末の整備と校内ネットワーク整備等を行うため、国へ補助金申請事務を行う予定でございます。また、本年度当初予算におきまして、各小中学校のOA教室のコンピューター端末をリースにより更新を行う予定でございましたが、GIGAスクール構想事業を実施すべく6月の補正予算におきまして、全て減額をさせていただいております。GIGAスクール構想事業の実施に際しまして、端末機器の選定、ソフトの選定や導入方法等、今後県及び本町と同様にGIGAスクール構想を

実施する群内全町村の動向等を確認しながら事業を進めていく考えてございます。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）本来G I G Aスクール構想の目的は、学校と家庭を結ぶオンライン授業だけではないことは理解しておりますが、新型コロナウイルスの影響を受け、オンライン面接、オンライン単位といったインターネットを活用しての新しい働き方や生活が定着していくと予想される将来に対応するため、学校のオンライン授業にも児童生徒、そしてその保護者の方々の関心も段々高くなるものと思われます。しかし、教育長も力を入れておりますアウトメディアの問題や長時間モニターと向き合うことで心配される視力の低下、また低学年の児童には家庭でのオンライン授業の対応に家族の協力が必要となる場合があったりと、様々な問題も既に見えております。

先ほど教育長より端末機器等の選択については、まだこれからというお話を伺いました。今後、オンライン授業等を行う環境の整備を進めるにあたり、最も重要なポイントになるのが端末以上にクラウドの導入によるインターネットの環境の整備だと考えます。クラウドのレベルによっては様々な仕組みを構築することが可能だからです。例えば同一システムで教育と防災2つの分野での使い分けも可能になったりするわけです。今後の町づくりにおける利便性や経済的配慮はもちろん必要と考えますが、本来の学校教育としての目的に支障を来すことのないように特に子供たちと先生がストレスなく授業に取り組めるようなクラウドの導入をご検討くださいますようお願いいたします。

さて、これから暑い夏の時期を迎えるにあたりまして、学校生活において熱中症対策もこれから大きな課題になってくると思います。現在学校では熱中症対策としての水分補給において、お茶か水を推奨してきたと思いますが、スポーツドリンクの導入はいかがでしょうか。また、学校で考えております熱中症対策についての説明も併せてお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの熱中症対策におけるスポーツドリンクでの給水導入についてお答えをいたします。

まず、各小中学校の現状につきましてご説明を申し上げます。夏季は熱中症予防のため水筒の持参につきまして保護者にご協力を呼びかけております。中身は水かお茶とし、こまめな給水を指導しております。この際にはスポーツドリンクは現在認めておりません。理由といたしまして、3つほどございます。まず1つ目ですが、スポーツドリンクには糖分が多く含まれるため、常時飲用することは小児習慣病の防止の観点から糖分の過剰摂取は望ましくないこと、2つ目ですが、スポーツドリンクは酸性度が高いために口中の酸化が進み、う歯の発症が促進される可能性があること、3つ目、通常の生活で

は水またはお茶の給水で熱中症予防に十分な効果が得られるというふうに考えております。こういう3つのことを挙げられると思います。

また一方、運動会や長距離走大会、中学校では休日や長期休業中の部活動など、運動量の多い活動に際しましては、その都度スポーツドリンクでの給水を認めてございます。また、ほとんどの学校で保健室に経口補水液を常備しておりまして、熱中症の症状が見られた場合に速やかに対応処置ができるようにしております。熱中症対策は各学校とも学校医、薬剤師のご指導に基づいておりますので、現状各校とも適切に運用されていると考えております。したがって、今後もこれまでの取組を踏襲し、熱中症の防止を徹底してまいりたいというふうに考えております。

それから、学校におけるそのほかの熱中症対策というご質問ですが、これにつきましてはこども未来課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）続きまして、ただいま教育長が申し上げた水分補給以外の熱中症対策につきましてご説明いたします。

屋内におきましては、教室の換気、エアコン並びに扇風機の使用、服装の調整などに留意しております。体育の授業や運動会及びその練習など、屋外にて活動する場合にはテントの設置や帽子着用の励行など、予防に努めております。また、児童生徒が熱中症になってしまった場合でも迅速かつ確実な対応ができるよう養護教諭を中心に校内研修を実施してございます。特に激しい運動を伴う部活動においては、定期的な休憩をとること、また学校によっては顧問が熱中症計を携行するなど、常に状況を確認しながら指導に当たっております。一方、服装の調整や換気、水分補給等、生徒自身が自らの体調について自己管理ができるよう指導しているところであります。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）教育長並びにこども未来課長のご説明、とても納得いくものでございました。学校の先生方にはこれからもマスク対応等新型コロナウイルス問題の収束まで苦労が続くと思いますが、先生自身の健康管理にも十分に注意していただきまして、引き続き子供たちの健康状態を見守りながらご指導いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）佐藤力也さんの質問が終わりました。

次に、関美香さんの質問を許可します。関美香さん、自席で質問願います。3番、関さん

○3番（関 美香）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い新型コロナウイルス感染症対策について一般質問させていただきます。同僚議員と共通する質問については省略し、進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、中之条町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業を決断した町長の思いをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）新型コロナウイルス感染症緊急経済対策につきまして、国において令和2年補正予算が4月7日に閣議決定され、その後4月20日に概算の変更の閣議決定がされ、4月27日に国会に提出、審議され、4月30日に予算が成立をいたしました。町といたしましては、速やかに関連事業を実施したいことから、必要な経費につきまして計上、専決処分をさせていただいたわけでございます。中之条町にとって何が最も効果的で町民のみなさんに喜んでいただけるものか、各種団体からの要望やご意見を頂き、各分野とのつながりのある町の職員に経済対策の案を募り決定させていただいたわけでございます。その結果、どの市町村にも引けを取れないような経済対策ができたというふうに思っております。この際、ご承認をいただいた議員各位にも感謝を申し上げるところでございます。このコロナウイルスの影響によって一番打撃を受けているのは中小企業だというふうに思っております。その中でも旅館業、飲食業、サービス業、こういったところが大きな痛手を受けているわけでございまして、そういったところにスピーディーに町の支援ができるような、そんな意気込みでやらせていただいたということでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）町長の答弁から、中之条町を新型コロナウイルスから守っていくとの決意が伝わってまいりました。中之条町の緊急経済対策は、町内事業者の危機的状況を支援する手厚い対策であると思います。また、地域商品券では町内の消費活動の喚起をするとともに、家計の負担を軽減する大変ありがたい取組であります。臨時会でも申し上げましたが、地域商品券を一人でも多くの人が使い、町内経済の活性化につながるよう地域商品券の使用を促進する取組を引き続きお願いしたいと思います。また、新型コロナウイルス感染症の影響は長期化が予想されることから、感染拡大防止に努めながら町内経済の活性化をさせていく取組が重要であると考えます。各種団体からの意見や要望をしっかりと受け止めていただき、町内事業者を応援するさらなる対策のご検討をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により収入が減少した世帯への支援をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、勤務先の休業による手取額の減少や失業など、家計への影響は大きいものがあると思っております。国では迅速かつ的確に家計への支援を行うため、所得制限を設けず1人当たり10万円の定額給付金の支給や子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対し臨時特別給付金が支給されております。町では単独での追加支援として地域商品券を1人当たり1万円分を交付し、さらに中学生以下につきましては1万円を加算したということで交付をさせていただき、支援を行っております。町税の保険料や納税猶予、減免に加えまして、今後町としてどのような支援ができるか引き続き検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）緊急事態宣言が発令され、外出自粛による経済損失は大変大きなもので、その影響は家計を直撃しております。また、影響の長期化が予想されることから収入が減少した世帯へ寄り添った支援を講じていただけるよう引き続きのご検討をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症のリスクを伴う医療や介護従事者、また休校に伴う学校開放を支える支援員さん等への手当を検討すべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）治療の最前線に立って医師や看護師などの医療従事者や重症化のリスクの高い要介護高齢者や障害者などをケアする介護、障害福祉サービスの従事者、並びに学校が休校となり学校開放を支えていただいた支援員さんにつきましては、感染リスクの不安を抱えながら業務を行っていただき、心から感謝を申し上げるところでございます。国においては、第2次補正予算においてコロナウイルスの感染に従事する医療従事者1人当たり最大20万円の慰労金を支給することが盛り込まれております。他の自治体でも感謝の気持ちを表すとともに、今後の活動を支援するために寄附金制度を創設されているところもございます。中之条町でも新型コロナウイルスの今後の動向を見極めながら検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）新型コロナウイルス感染拡大により、感染リスクの不安を抱えながら業務に当たってくださる方々に支えられて日常生活が成り立っていることを改めて感じております。また、新型コロナウイルス感染症の第2波が予想されることから、感染リスクの不安を抱えながら日常生活を維持するための業務に当たってくださる方々への感

謝の思いを何らかの形として表すことを検討していただきたいと思います。答弁にもありましたが、他市町村の取組なども参考にいただき、前向きなご検討をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、特別定額給付金の支給状況については、同僚議員への答弁で確認をさせていただきました。私からは、特別定額給付金の支給に対して町がとった対応についてお伺いいたします。また、申請書をホームページからダウンロードして行う方法を取った自治体も見られますが、これについての見解も併せてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）特別定額給付金につきましては、国において4月30日に予算が成立し、町でも必要な予算につきまして専決処分をさせていただきましたので、直ちに申請書の配布準備に入ることができました。新型コロナウイルス感染症への感染拡大を防ぐため、郵送による申請とオンラインでの申請をお願いしたところですが、連休明けの5月8日から発送を初め、11日より申請の受付を開始したところでございます。当初は電算での処理により申請書の配布を検討していたところでございますが、システムの改修等により納品が5月中旬以降となってしまうということで、職員による作業を行い、早期の発送が可能となったところでございます。ホームページに申請書を掲載し、ダウンロードしていただく方法も検討したところでございますけれども、郵送による申請の送付が早期に実施できることとなったことと、電算処理システムの関係で18日以降でないとい入力処理ができないため、早めに申請書を提出していただいても講座への入金是一緒となってしまうためホームページへの掲載は実施しなかったものでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）国からの特別定額給付金は、家計への支援を行うために支給されたものでありますので、町民のみなさんの手元にいかに早く届くかが大切であったかと思えます。同僚議員の答弁にもありましたが、94.8%のお宅に給付が完了されており、中之条町の対応は町民に寄り添う迅速なものであったものと考えます。作業に当たっていた職員のみなさんに心から感謝いたします。特別定額給付金、さらに地域商品券も手元に届いたことにより、町民のみなさんのコロナストレスが和らいだことと思っております。

次に、町が行った新型コロナウイルス感染症の予防対策や国、そして町の緊急経済対策など、町民のみなさんへの周知の方法についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）新型コロナウイルス感染症における感染予防対策や緊急経済対策の住民への周知方法につきましては、各世帯へのチラシの配布や防災無線を通じて行いました。経済対策につきましては、商工会や各種団体を通じ補助等の制度の普及を図り、業種による横のつながりにも期待し、周知を行ったところでございます。定額給付金につきましては、既に94.8%の方に対しまして給付が完了しておりますが、いまだ申請をされていない方もいらっしゃいます。こちらの方につきましては、近所の方や民生委員さんに相談をさせていただきまして、できるだけ多くの方に支給できますよう今後努めていきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）町民の周知方法について確認をさせていただきました。

次に、藤岡市では群馬テレビと契約を結び、市の情報を市民のみなさんが見たいときに得られる体制を取っているとのことですが、これについての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）こういった情報提供については大切なことだというふうに思っております。中之条町では、今総務課長が言われたとおりいろいろな媒体を使ってPRをしているところでございますけれども、今提案がございました藤岡市で行っている、沼田市も加わっているようでございますけれども、群馬テレビの情報を活用できないかということございまして、私も早速見させていただきました。高齢者の方も見やすいような情報がまとまっているということでございます。これについても今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）新型コロナウイルス感染拡大の状況は刻々と変化しており、行政はそれに対応し町民への周知を的確に行うことが大切であると考えます。また、町民のみなさんが町からの情報をより得やすくすることも大切であると思います。特に高齢者の周知方法に対しては、町長の答弁にもあったようにより親切であるべきだと考えます。その点において自分が見たいときに情報を得られる群馬テレビを活用した情報提供は有効であると考えます。また、災害時にも役立つ周知方法であると思いますので、前向きなご検討をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、買物支援バスの新型コロナウイルス感染症予防において、どのような対策を取っているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶） 関議員お尋ねの買物支援バスの新型コロナウイルス感染症予防対策についてお答えしたいと思います。

中之条地区の買物支援バスにつきましては、現在毎週水、木、金曜日の3日間、1日2便運行しております。1便当たり平均でコースごとにばらつきはありますが、4人から14人の方にご利用いただいております。また、六合地区におきましては六合振興課のほうで所管していることではございますけれども、第1、第2火曜日と第3、第4水曜日に1日1便運行し、最高で6人の方にご利用をいただいております。新型コロナウイルス感染症の予防策といたしましては、両地区ともこまめに社内の消毒を行いまして、利用者の方にはアルコール液による手指消毒をしていただくとともに、手洗い、マスクの着用についてご協力をお願いしているところでございます。

○議長（山本隆雄） 3番、関さん

○3番（関 美香） 利用者が多数になる場合、密閉、密集、密接の3密の状態になると考えられますが、この点についてどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶） 乗車定員が限られましたマイクロバスで、ある程度の利用者がいる状況では社内でのソーシャルディスタンスを保つことは難しいことでございます。しかしながら、社内設置の強制換気装置を常に作動させたり、利用者の方に窓開けのご協力をいただくことで、常に換気に努めておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（山本隆雄） 3番、関さん

○3番（関 美香） 買物弱者にとって買物支援バスの取組は大変ありがたい支援であります。利用者の中には持病を持っている方もおり、新型コロナウイルスに感染すると重症化の恐れがあることを心配される方もいらっしゃいます。答弁にあったようにこまめな社内の消毒、社内の換気に努めるなど、予防対策を丁寧に行っていただき、また手洗い、マスクの着用など、利用者にきちんと行っていただけるよう感染予防への周知徹底を再度お願いしたいと思います。

これは利用者さんから伺ったご意見なのですが、ゴールデンウィーク中、水曜日が2週続けて祝日のため運休だったのですが、非常事態宣言が出され、外出自粛中でもあったので、祝日であっても運行してほしかったとのお声をお聞きしたのですが、この点についてどうお考えでしょうか。

○議長（山本隆雄） 住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶） 議員ご指摘のことにつきましては、配慮が足らず、利用者の方にご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。確かに2週続けて買物がで

きないというのは不便であり、また不安でもあったかと思います。また、今回の状況になった場合には曜日を振り替えるなど、可能な範囲で対応を検討させていただきたいと思います。なお、六合地区におきましては、第1火曜日の5月5日が祝日でしたので、あらかじめ5月7日の目標日に振り替えて運行をしてございました。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）答弁いただいたように2週続けて買物ができないのは不便であり、そして新型コロナウイルス感染症という今まで経験したことのない状況の中で不安な気持ちであったと思います。また、六合地区は曜日を振り替えて運行したとのことですので、中之条地区においてもご検討のほどどうぞよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染予防に伴う小中学校の休校において、子供たちの学びをどのように確保してきたのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの休校中における子供たちの学びの確保につきましてお答えをいたします。

まず、各小中学校におきましては、家庭学習の課題を各学年の実態に応じて課しておりました。内容は、国のガイドライン等に基づきまして、4月は前年度の未履修事項、5月は本年度の学習内容の予習を中心に取り組んでまいりました。また、各校の実態を踏まえまして、登校日を設定しまして、家庭学習の状況を個別に確認したり、可能な範囲で補修を実施したりするなどして学びの確保をしてまいりました。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）学びの確保について確認させていただきました。各校の実態を踏まえた登校日の設定についてですが、感染を心配する保護者のお声を教育長に届けたところ、より予防対策に努めていただき、保護者の方から安心して子供を登校させることができるとのお声を頂きました。素早い対応に大変感謝しております。

休校に関連して、学校開放についてお伺いしたいと思います。学校開放は、家庭で子供の世話をすることが困難な小学校1年生から4年生までの子供たちが対象であると伺っております。学校開放の詳細について、利用人数、支援員さんの体制、子供たちの過ごし方についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）これにつきましては、こども未来課長のほうからお答えをさせていただきます。

○こども未来課長（倉林敏明）まず、議員お答えの利用人数についてお答えいたします。

3月の臨時休業、3月3日から25日におきましては10日間実施し、25名の希望者を受入れました。延べ138人の利用がございました。4月の臨時休業、4月13日から5月6日におきましては10日間で24名の希望者を受入れ、延べ113人の利用がございました。5月の臨時休業、5月7日から31日におきましては11日間実施いたしました。60名の希望者を受入れ、延べ380人の利用がございました。合計で延べ31日間、631人の利用がございました。

次に、支援員の体制ですが、3月の臨時休業におきましては、町費負担の教育支援員7名が、4月の臨時休業におきましては教育支援員8名と大学生ボランティア2名が世話係として対応いたしました。また、5月の臨時休業におきましては、教育支援員6名と大学生ボランティア2名、さらに担任を持たない中之条小学校の先生方、そしてこども未来課職員が必要に応じて世話係として対応いたしました。

最後に、1日の過ごし方ですが、子供により異なりますが、主に自主学習、読書、折り紙や塗り絵等、工作活動などで過ごしておりました。また、校庭や体育館で体を動かす遊びなどにも取り組んでおりました。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）詳細について確認させていただきました。学校開放を利用された保護者の方から仕事を休まなくてもよかったので大変助かった、子供の面倒を見ていただいた支援員さんに感謝しているとお声をお聞きしました。この学校開放について、また支援員さんに対して教育長はどのように感じているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）まず、学校開放につきましてでございますが、学校の臨時休業に関わり、児童を保護者の保護下に置くことが困難なご家庭から児童を受け入れることによりまして、保護者の方が働きやすい環境づくりに資するために中之条小学校を開放して対応したものでございます。3度の臨時休業中、先ほど課長のほうから答弁させていただきましたように、延べ631人の児童の利用がございました。学校臨時休業中におきます保護者の方の働きやすい環境づくりに寄与することができたのではないかというふうに思っております。

また、2つ目の支えていただいた支援員さんに対してでございますけれども、3度にわたる臨時休業におきまして世話係として学校開放を支えていただいた支援員さんにつきましては、きめ細やかに、そして親身になって子供たちの面倒を見ていただきました。急遽の学校開放にも関わらず子供たちが事故やけがをすることなく、学校開放を無事終了することができましたのも支えていただきました支援員さんのおかげであり、大変あ

りがたく感謝しているところでございます。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）休校に伴う学校開放の取組は、仕事をしながら子育てをする家庭にとって、教育長の答弁にもありましたが、とてもありがたい支援であったと思います。また、感染リスクと闘いながら子供たちの世話をしていただいた支援員さんの役割は大きなものだと感じております。この支援員さんの配置は、子供たちの健やかな成長を目指すための町単独の事業でありますので、引き続きの配置をお願いしたいと思っております。

次に、約 3 か月に及ぶ休校で授業に遅れが生じていると思いますが、その遅れをどのように取り戻していくのか、また小学校 1 年生、そして受験を控えた中学校 3 年生に対してはよりきめ細やかな学習指導が必要であると思いますが、どのように対応していくのか併せてお伺いしたいと思っております。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一）まず、最初のご質問でございます。事業の遅れをどう取り戻すのかということでございますが、長期休業を縮減し、授業日数を適切に確保するとともに、各校で教育課程を再編成して対応していきたいというふうに思っております。

県教育委員会からは夏季休業日を 10 日程度削減し、授業日数を小学校 1 年生から中学校 2 年生までは 175 日、中学校 3 年生は 165 日程度確保することが目安として示されました。また、教育課程につきましては、指導事項は削減せずに授業時間を主要教科では 70% 程度、特別の教科、道徳、総合的な学習の時間で 30% 程度とすることが示されております。町教育委員会といたしましては、県教育委員会が示した目安や群内各町村の動向を踏まえまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。また、小学校 1 年生、そして中学校 3 年生へのきめ細やかな学習の対応ということでございますが、本町ではご承知のように 6 月 1 日から学校を再開しておりますが、各小中学校におきましては、先ほど申し上げましたように県教育委員会から示されました目安に基づきまして新たな教育課程を編制し直して対応を始めたところでございます。

この新たな教育課程におきまして、小学校 1 年生では改めて徐々に学校生活に慣れていけるように、きめ細やかに指導してまいります。中学校 3 年生に対しましては、義務教育の修了及び進路決定に向けまして不利益が生じないよう、必要があれば補習等の対応をしながら、きめ細やかに学習指導を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）授業の遅れについては、県教育委員会から示されている 10 日間程度の夏季休業日の削減を踏まえて対応されるとのこと。今年も暑い夏が予想されます。夏季

休業日においてもマスク着用での学校生活であると思いますので、先ほどもありましたが熱中症が懸念されます。家庭と学校でしっかりと連携を取り、子供たちの体調管理に努めていただきたいと思います。

また、小学校１年生、中学校３年生の学習指導については、繰り返しになりますが、的確な生活指導、そして学習指導を行っていただきたいと思います。

次に、ＩＣＴを使った学びの支援についてですが、先ほど同僚議員への答弁で確認させていただきましたので、私からは各家庭のネット状況の現状、そして今後ネット環境のない家庭に対してどのような対応を考えているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）これにつきましては、こども未来課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）議員お尋ねの各家庭のネット環境につきましては、現在のところ把握してございません。今後調査を進めてまいります。また、ネット環境のない家庭に対しての支援につきましても、まずは調査を実施して必要となる支援等につきましても把握してまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）３番、関さん

○３番（関 美香）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休校において、子供たちの学びを確保するための１人１台端末整備の前倒しであると思います。また、新型コロナウイルス感染症の第２波が予想されますので、各家庭の状況を把握していただき、そしてネット環境が整っていない家庭への支援のご検討、どうぞよろしくお願いいたします。

休校に伴い、約３か月に及ぶ家庭学習や緊急事態宣言に伴う外出自粛など、今まで経験したことのない状況の中で生活を送っている子供たちに対して、学校現場においても心のケアが必要であると思いますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員ご指摘のとおり、子供たちの心のケアは必要であるというふうに思っております。学校が再開いたしましたので、まずは学級担任による子供の様子を見取りを大切にしまして、課題等がある場合にはスクールカウンセラーにつなげるなど、専門のケアをしていくことも必要であるというふうに思っております。また、生活リズムを崩してしまうことを原因とする心の乱れも想定されますので、６月第１週、第２週の段階的な再開の期間を有効に活用することでゆとりを持って学校生活のリズムを取り戻せるように指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）３番、関さん

○3番（関 美香）約3か月に及ぶ休校を経ての学校生活でありますので、生活リズムを取り戻していくのに個人差もあると思います。答弁にあったように子供たちの様子を丁寧に見ていただき、きめ細やかに対応していただきたいと思います。

そして、もう一点確認させていただきたいのですが、今後修学旅行や運動会等の実施についてどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）まず、修学旅行につきましてですが、現在各学校で時期をずらすなどして実施及びその方法について検討を進めているところでございます。また、運動会につきましては、規模、時期等を見直すことで実施可能かどうか各校で検討していくこととしております。いずれにいたしましても各学校で状況に応じた実施方法について検討をいただきます。町教育委員会といたしましても、子供たちの思い出に残る大切な行事ですので、感染防止を最優先に据え、学校と共に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）新型コロナウイルス感染症の第2波が予想され、状況によっては厳しい判断をしなければならない場合も考えられます。しかしながら、修学旅行や運動会等は子供たちにとって思い出に残る大切な行事であります。子供たちの安全を最優先に考え、引き続き修学旅行や運動会等の実施可能な方法についてご検討をよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の第2波が予想され、その中で災害により町民が避難行動を取らなければならない状況を想定したとき、予防体制を整えた避難所の在り方を考えておかなければならないと思いますが、どう考えているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）新型コロナウイルスに留意した災害時の避難や避難所の設置、体制につきましては、感染リスクを避けた上で避難し、どう身を守るかが大きな課題となります。3つの密を避けるため、避難所の増設では避難所に適した施設や対応できる職員には限りがあり、対策は容易ではありません。避難所運営では、健康な人と感染の疑いがある人との分散避難が必要となります。避難所での手洗いの徹底などのルールが守られるかどうか不安もあります。災害時の避難先については、感染リスクが高い避難所に行くだけが避難ではなく、身近な自治公民館等の活用等、多様な形態による分散避難も検討すべきであると思っております。自宅が安全であるならば動く必要はなく、2

階に上がる垂直避難を行い、親戚や知人宅も避難先として検討していただきたいと思っております。避難用の持ち出し用品として、マスクやアルコール消毒液、体温計、使い捨てのビニール手袋、ウェットティッシュなどを追加していただき、早めの避難を呼びかけていきたいと考えております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）新型コロナウイルスに留意した災害時の避難先について、多様な形態による分散避難の考え方について確認させていただきました。感染リスクが高い避難所に向かうだけではなく、身近な自治公民館等を活用することについては、地区防災計画に関係してくると思いますが、地区防災計画策定の進捗状況、そして地区防災計画策定において新型コロナウイルス感染症を想定し、その対応についても計画の中に盛り込むべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 総務課長

○総務課長（篠原良春）地区防災計画につきましては、区長会議開催時におきまして説明をし、取組の強化をお願いする予定でございましたが、会議が中止となってしまったため、管理職による区長訪問において重点事業として説明をさせていただき、5月の連休明けから総務課の担当者が個別に連絡をさせていただき、改めてその必要性や概要、町からの支援等につきまして説明させていただいている状況で、既に42%が済んでおります。今後、組織化やタイムライン等、地区ごとに計画を進めてまいります。地区防災計画は、大規模な災害を想定しているため、短期の気象の変動やウイルス等への対応については計画の形を変えて臨機応変に対応していただきたいと考えているところでございます。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）災害が頻発し、その規模も拡大しております。去年の台風19号において、中之条町でも200名以上の住民が避難行動を取られました。今後予想される新型コロナウイルス感染症の第2波の中で起こるかもしれない災害を想定し、行政が取るべき災害対策を積極的に進めていただきたいと思います。また、答弁の中にもありましたが、避難用持ち出し用品の追加など、新型コロナウイルス感染症に留意した個人の避難行動について、町民のみなさんへの周知が必要であると考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄） 総務課長

○総務課長（篠原良春）新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応につきましては、現在それぞれが日常生活の中で取り組まれていると思いますが、感染症に留意した避難行動やそれぞれに準備していただきたい用品等、早期に検討いたしましてチラシや広報紙、防災無線等を通じて町民に周知していきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）３番、関さん

○３番（関 美香）積極的な対応、どうぞよろしくお願いいたします。緊急事態宣言が解除されましたが、いつどこで感染が広がっていくのか全く分からない状況です。感染予防と社会経済活動を両立させるための個人の行動、そして行政の役割が求められていると思います。新型コロナウイルス感染症と戦う大変厳しい状況の中ではありますが、町民のみなさんの安心安全を守るための町政運営をお願い申し上げ、私の一般質問を修了させていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）関美香さんの質問が終わりました。

○

○議長（山本隆雄）以上で本日予定しました日程は全て終了しました。

３日目の17日は定刻午前９時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

大変お疲れさまでした。

（散会 午後零時１０分）

招集年月日 (会議)	令和2年6月17日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時 散会	開議	令和2年6月17日 午前9時30分						
	散会	令和2年6月17日 午前9時52分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		14番 齋藤 祐知	1番 山田みどり			2番 佐藤 力也		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長		木暮 浩志	書記		山本 誠
			議事書記		朝賀 浩	書記		関 侑介
			議事書記		鈴木 幸一			

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	安原 明
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	桑原 正
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	町田 岳彦	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋 千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	—
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議 事 日 程

第 3 号

(令和 2 年 6 月 1 7 日午前 9 時 3 0 分開議)

- | | | |
|-----|-----------|--|
| 第 1 | 議案第 1 号 | 令和 2 年度中之条町一般会計補正予算 (第 2 号) |
| | 議案第 2 号 | 令和 2 年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 議案第 3 号 | 令和 2 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 2 | 議案第 4 号 | 中之条町特別職の給与等の臨時特例に関する条例制定について |
| | 議案第 5 号 | 中之条町税条例の一部改正について |
| | 議案第 6 号 | 中之条町都市計画税条例の一部改正について |
| | 議案第 7 号 | 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 8 号 | 中之条町国民健康保険条例の一部改正について |
| | 議案第 9 号 | 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について |
| | 議案第 1 0 号 | 中之条町介護保険条例の一部改正について |
| 第 3 | 議案第 2 5 号 | 令和 2 年度中之条町六合支所木質バイオマスボイラー導入工事請負契約の締結について |
| | 議案第 2 6 号 | 財産の取得について |
| 第 4 | 選挙第 1 号 | 選挙管理委員及び同補充員の選挙について |
| 第 5 | 議員派遣の件 | |

○

◎ 開 議

○議長 (山本隆雄) 第 1 回定例会、6 月定例会議の本会議も本日で 3 日目となりました。

お疲れのこととは思いますが、慎重審議お願いいたします。

さきに、全員協議会で調整されたとおり、追加議案を日程に追加しました。

また、各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

新型コロナウイルス感染症対策として、定例会議において議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスクの着用を許可しています。

つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用についてご協力をお願いいたします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットでの配信予定をしています。

傍聴席につきましては、写り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 議案第 1 号 令和 2 年度中之条町一般会計補正予算（第 2 号）

◎ 議案第 2 号 令和 2 年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

◎ 議案第 3 号 令和 2 年度中之条町中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業
特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（山本隆雄）日程第 1、議案第 1 号から第 3 号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る 3 日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）補正予算の中の商工費のことについてちょっとお伺いします。

貨車輸送代で、これ四国から無蓋車を輸送するということだったのですけれども、これ台数が何台かということと、その時期を教えてくださいと思います。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）貨車輸送の委託料につきましては、1 輦を予定しております。

時期につきましては現在先方、こちらの J R 四国の研修センターのほうに現在車輛があるのですが、ふるさとアドバイザーの笹田先生とも連携して、先方と協議し、時期のほうはまた検討していきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）これ、でも年度内の事業になるということによろしいのでしょうか。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）はい、令和 2 年度の事業になります。

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

本日の採決に当たり、起立しない議員は本案に対し反対とみなすことにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号 令和2年度中之条町一般会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和2年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和2年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第4号 中之条町特別職の給与等の臨時特例に関する条例制定について

◎ 議案第5号 中之条町税条例の一部改正について

◎ 議案第6号 中之条町都市計画税条例の一部改正について

◎ 議案第7号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎ 議案第8号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について

◎ 議案第9号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について

◎ 議案第10号 中之条町介護保険条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第2、議案第4号から第10号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る3日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第4号 中之条町特別職の給与等の臨時特例に関する条例制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 中之条町税条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 中之条町都市計画税条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 中之条町介護保険条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第25号 令和2年度中之条町六合支所木質バイオマスボイラー導入工事
請負契約の締結について

◎ 議案第26号 財産の取得について

○議長（山本隆雄）日程第3、議案第25号から第26号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、議案第25号 令和2年度中之条町六合支所木質バイオマスボイラー導入工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

昨年度の中之条町役場、保健センター及び四万清流の湯、四万へき地診療所に引き続きまして、環境省の補助事業を活用し、六合支所に木質チップを使用するボイラーを導入したいものでございます。

六合支所における本工事は、老朽化した化石燃料を使用している暖房設備を木質バイオマスを活用し、熱供給を行えるシステムに更新する内容となっております。

去る6月9日に入札を執行し、藤田エンジニアリング株式会社が9,970万円で落札をいたしました。工期につきましては令和2年11月30日までを予定させていただいております。

次に、議案第26号 財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

今年度当初予算においてご議決をいただきました消防車両の購入につきまして、その内容が確定いたしましたので、ご議決をいただきたいものでございます。

購入予定の消防車両につきましては、可搬動力ポンプ付積載自動車1台で、四輪駆動、乗車定員6名、マニュアルミッション車であり、第5分団第1部（赤岩）に配属予定であります。

取得金額は1,969万円、取得先は温井自動車工業株式会社であります。納入時期につき

ましては、令和2年11月を予定させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）続いて、補足の説明がありましたら、お願いします。

議案第25号、六合振興課長

（議案第25号について、六合振興課長補足説明）

○議長（山本隆雄）続いて、議案第26号、総務課長

（議案第26号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

6番、富沢さん

○6番（富沢重典）バイオマスボイラーの関係でちょっと質問させてもらいたいのですけれども、たしかこの役場の庁舎のときに導入するときは壊れてしまったときのために重油タンクはそのまま残しておいて、万が一のときは切替えができるような感じにしていたような記憶があるのですけれども、今回見ると壊してそこに置くような感じになるのですけれども、非常時にどういうことを想定してやっているのかと、自家発電が恐らくあると思うのですけれども、その関係はどうなるのだからちょっと教えてもらいたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）六合支所、現在重油のボイラーだけでやっておりますので、それが今回木質バイオに替わるということで壊れた場合は代替の暖房等を入れる予定になっておりますが、ファンヒーターやストーブ等を入れて、幸い六合支所社協も一部間借りで入っているのですが、ワンフロアで勤務していますので、若干1階の公民館、3階の会議室等は都度ファンヒーターを持ち上げるような形になってしまうのですが、通常の業務はワンフロアの中でちょっと暖房器具で対応したいと思っております。

また、自家発電につきましては電気のほうで発電装置持っていますので、そちらが対応になります。ちょっと細かい用途はちょっと今持っていないのですみません。

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第25号 令和2年度中之条町六合支所木質バイオマスボイラー導入工事

請負契約の締結について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 財産の取得について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 選挙第 1 号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（山本隆雄）日程第4、選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について議題とします。

お手元に配付したとおり、中之条町選挙管理委員会委員について、この6月24日に任期満了となります。選挙管理委員は地方自治法の規定により議会による選挙とされています。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

最初に、選挙管理委員を指名します。

大字中之条町、小池功さん、大字上沢渡、山本郁夫さん、大字平、剣持博美さん、大字入山、山本光也さん、以上の方を指名します。

続いて、補充員に、大字伊勢町、山田實さん、大字四万、中路力生さん、大字赤坂、福島栄司さん、大字五反田、福田英二さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名した方々を選挙管理委員及び補充員の当選

人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認め、よって選挙管理委員に小池功さん、山本郁夫さん、
 剣持博美さん、山本光也さん、補充員に山田實さん、中路力生さん、福島栄司さん、福
 田英二さんが当選されました。

次に補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した
 順序にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

○

◎ 議員派遣の件

○議長(山本隆雄) 日程第5、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員派遣することに決定して
 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認め、一覧表のとおり派遣をすることに決定しました。

○

○議長(山本隆雄) 以上で今期定例会議に付議された議案は全て議了しました。

これをもって令和2年第1回中之条町議会定例会6月定例会議を散会します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

(散会 午前 9時52分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 齋藤 祐知

中之条町議会議員 山田 みどり

中之条町議会議員 佐藤 力也